

予 算 決 算 常 任 委 員 会 総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和元年 10 月 10 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長、岩藤副委員長、林委員、先野委員、吉津委員、
橋本委員、中平委員、綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 三輪委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（10 月 7 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 2 時 23 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 10 月 10 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 おはようございます。クールビズは終了しましたが寒暖差が激しい時期でございます。より良い協議をするためにもきついと感じられましたら上着のほうは脱いでいただいても構いませんので取っていただいても良いのでよろしくお願いいたします。それではただ今から、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会委員長の許可を得てから発言をしていただくよう、お願いします。また、委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。それではこれより、10月7日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について、審査を行います。それでは、9月定例会 議案第20号「平成30年度 長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。審査の前に岸田監査委員より発言の申し出がありましたのでこれを許可します。

岸田監査委員 おはようございます。監査委員として一言お詫びを申し上げたいと思います。この度、平成30年度一般会計等決算審査意見書を提出したのちに訂正の事態が生じたことは誠に遺憾でございまして、申し訳なく深くお詫びを申し上げる次第でございます。審査等におきましては限られた監査資源の中で十分に審査を行ってというふうに確信はしておりますが、今回このようなことに至ったことは誠に申し訳なく思っております。審査等にあたりましては計数の正確性を基本としており、必要に応じて関係各所属職員へのヒアリング等により確認を行っておりますけれども、今回この確認が十分でなかったことからこのような事態が生じたものというふうに思っております。今後このようなことが生じないように、計数の確認とともに根拠法令の確認など、更なる教養に努めてまいり所存でございます。

重村委員長 それでははじめに、市民活動推進課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 おはようございます。補足説明につきましては、決算書の歳出につきまして増減の大きな事業についてのみ説明させていただきます。市民活動推進課については、決算書87、88ページの第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第8目「市民活動推進費」では、集落機能再生事業としまして、新たにまちづくり協議会が発足したことに伴う地域づくり協議会設立補助金、地域づくりモデル補助金及び集落支援員に係る経費として、事業費が1,048万円

の増額となっております。また、コミュニティー助成事業では、コミュニティーセンター建設助成事業としての集会所建設がなかったことから平成30年度の一般コミュニティー助成として自治宝くじ助成事業費補助金が1,260万円の減額となっており、市民活動推進課全体では前年度と比較しまして、約161万円の減額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

橋本委員 おはようございます。それでは主要な施策の報告書の13ページ、決算書では70ページ、「地区集会所建設費助成金」についてお尋ねします。施策名の地域コミュニティーの活性化並びに具体政策名でコミュニティー活性化支援とうたっており、この中の事業の概要の中に内容として改修工事は1件20万円を超える経費の5分の2以内（限度額100万円）と書いてありますが、これについて説明をお願いします。

岡田市民活動推進課長 おはようございます。委員ご質疑の地区集会所建設費助成金の質疑ということで、今改修1件20万円を超える経費、5分の2以内、限度額100万円の事業の内容についてということのご質疑だと思います。地区集会所につきましても、いろいろと老朽化も進んできている中で、今既存の集会所等が修繕等についてご相談があった場合、この事業の助成金を活用しまして、たとえば100万円の修繕費がかかるという場合につきましても、100万円のうちの20万円については助成対象になりません。ですから100万円のうち20万円を超える部分について助成対象になりまして、その超える部分について5分の2の助成金を出して、その限度額が100万円であるということの意味合いでございます。

橋本委員 よく分かりました。次に、平成30年度地区集会所助成金が7件ほどありますよね。この中で三隅の豊原地区が242軒あって、事業費が45万3,600円に対して補助金が10万1,440円ですよ。油谷の芝崎については75万4,920円に対して22万1,968円、なぜ私がこれを言うかと言いますと、今、地区はだんだん疲弊しておりまして、差額のお金を出すと芝崎なんかは軒数として戸数が25軒なんですよ。三隅の豊原については242軒の戸数があるんですよ。単純にこの差額を、豊原の場合45万3,600円から10万1,000円を引くと1軒あたりが、1,455円なんですよ。それに対して油谷の芝崎なんかは75万4,920円に対して22万1,968円の補助金があって、その1軒あたりにすると2万1,318円なんですよ。今、長門市でだいたいの区費と言いますか、それがだいたい4,000円から7,000か8,000円のあたりなんですよ。ということは、豊原においては一世帯あたり1,455円で済むけども、油谷の芝崎なんかは1軒あたりが2万1,318円なんですよ。というのは7,000から8,000ほど毎年区費をいただい

でも 3 年間はほかの費用に一切使えんという形になるんですよ。そうするとこの集会所のリフォームについては、これは地域のコミュニティーの活性化であるはずなのにコミュニティーの活性化にするためには当然お金がいると思うんですよ。3 年間は我慢せんにゃいけんって、この格差についてどのようにお思いでしょうか。

岡田市民活動推進課長 今、確かに小さな自治会にとっての集会所の修繕改修について一戸あたりの負担額が課題になってくると、積立をそれぞれの自治会においてはされていることもあるでしょうけど、改修内容によっては大掛かりなものになってくるところでございます。市の助成事業について、この補助割合、限度額等につきましては平成 17 年合併当時の一市三町のそれぞれ持っていました集会所の助成事業の中で、一番割合の高いもの、限度額の高いものを採用して合併時にはこういうかたちの制度にしたようでございます。ただ、やはり 10 年経った中というか、その割合とか限度額についての根拠というのはなかなかその際にも見つけられなかったものでございますので、市としても県内他市の自治体の状況等も調べておりますし、あとはコミュニティ助成事業とか、そういうあたりでの活用をできないかというところはもう少し研究させていただきたい。そういう実情があるというのはご理解いたしますけれど、少し研究をさせていただきたいと考えております。

橋本委員 それで、今改修、敬老会もそうなんですが、1 年か 2 年やって、対象者が少数の場合は補助金が増加されていますよね。そういう感じで今、改修について 1 件 20 万円を超える経費を、これを外せば、たとえば 50 世帯以下の地区においてはこの 1 件 20 万円を超える経費をなくしますよと、仮に 30 年度の 7 件を見ても、これを全部 20 万円を除いても 169 万 7,198 円なんですよ。これでやると執行率が 87% なんですよ。それでも 100% いていないんですよ。だから、さしあたりは 1 件 20 万円を超える経費を除けば、少しでも疲弊した自治会には、明かりが見えてくるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

岡田市民活動推進課長 自治会集会所の改修というところについて公平性の観点から利用者に一定の負担は必要だというふうには思っております。そのあたりでの限度額とか助成割合については先ほどの繰り返しになりますけど、県内他の自治体等の調査をしていますから、そういう結果とか、またコミュニティ助成事業とか、ほかにもそういう事業の中での改修率の考え方とかいうこともありますので、繰り返しになって申し訳ございませんけども、検討をさせていただきたいというふうに思います。

橋本委員 検討をよろしくお願いします。

中平委員 この事業の執行率が悪いのは先ほど川野部長が言われた、改修新築

に関する大口の需要がなかったという認識でよろしいでしょうか。

岡田市民活動推進課長 執行率の 58.3%についてですけれども、この中には当初予算中災害等緊急的な対応をスムーズに行うための予算を含めております。緊急対応のための予算を。それが、30 年度は 2 件の緊急的な対応を行って予算執行をしておりますけど、それ以外に緊急的なものがなかったので、執行残が残ったというかたちで執行率が 58.2%ということでございます。予定されていたものはしっかりと執行している、しかし、緊急的に災害とか、緊急的に工事が必要なものについては枠を別に持っていましたけれど、ある程度件数を予想して、それが 2 件で済んだということなので、予算全体では執行率が 58.2%であったということでございます。

中平委員 それと、この課題の項目のところに、既存施設を活用した集会所整備に対する助成制度を含め細やかな対応を今後も継続していくとありますが、この既存施設はどのようなものでありましょうか。

岡田市民活動推進課長 想定しておりますのはやはり、小規模な自治会においては少子高齢化等が進んできまして、自治会の規模が小さくなってきています。それで既存施設というのは空き家施設というような、その自治会の中でいう空き家施設を想定しているところでございます。

岩藤委員 縁結び対策事業についてお尋ねをいたします。主要な施策は 19 ページです。これ昨年も執行率が 22.9%、今年も 38.1%と若干回復はしているようなんですが、要因としては縁結びカフェを始められたとかいうのが、されていらっしゃるのが少し効果も上がったのかなと思っているのですが、まずこの縁結びカフェというのはどのような内容で行われたのかお尋ねをしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 縁結びカフェの事業につきましては、既存の縁結び推進と出会い、婚活のカフェというか縁結びイベントよりは小規模に開催するもので、開催助成金額が 1 万円というところでございます。平成 30 年度は 3 店舗において 6 回開催し、65 名の参加がというような実績でございます。これは縁結びカフェの制度が始まってからの回数です。すみません。縁結びカフェは昨年度につきましては 12 回というところで、参加者は 154 名でございます。店舗は 3 店舗です。

岩藤委員 回数的には記載はしてあるんですけど、効果的なものですね。実際、今回この事業をすることによって、カップルの成立があったのかどうかお尋ねします。

松田活動推進係長 お答えします。カップルの成立というところでは、一応イベントをした後に報告をしていただくんですが、なかなかそこまで告白タイムとか、そういったものはないので合コンをしているというようなイメージで、

その後のことはオーナーさんも把握をしていないというところがありますが、今把握しているのは、12 回中 2 組ほどカップルができたというふうに聞いております。内容ですが、たこ焼きパーティをしたり、一緒にスイーツづくりをしたりとか、苔玉づくりをしたとかそういった男女が一緒になって何かをするというようなことで、あと講師を呼んで、その方に 1 万円を支払っているというふうな形になります。

岩藤委員 この縁結び事業というのが毎年議論になるんですけど、今後も続けていかれるのか、それとも若者の定住というところを言われているんですけど、今シニア層もテレビ等でカップルを作ったりされているところもあるので、そういうところも事業を見直すとか、そういうことも考えていらっしゃるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 縁結び対策事業についてですけど、これは長門市まちひとしごと創生総合戦略においても結婚、出産を応援する地域づくりの施策として掲げております。晩婚化、未婚化が進む中、若い世代が適齢期に結婚できるよう出会いの場を積極的に提供することを目的に、この縁結び大使の設置及び縁結びカフェの事業を支援してまいっているところでございます。事業についても確かに、過去の議会の委員会等でもいろいろ事業についてのご意見はいただいていると認識しているところでございます。前述の長門市まちひとしごと創生総合戦略については今年度末までの計画期間となっております。こうしたことから縁結び対策事業の検証を行って、縁結び大使やその他、カフェの方との意見交換を行い、縁結び対策事業を効果的に進めるにはどのようにしたらいいのかという視点を持って、あらゆる可能性を排除しないで、総合的に検討していきたいというふうに思っております。

綾城委員 おはようございます。主要な施策の報告書 22 ページの「男女共同参画推進事業」です。成果のところには本市職員のうち課長級以上の管理職に占める女性割合も前年度に比べ増加したというふうに記載をされておりますけれども、課長級以下の方ですね、その女性の職員の方のキャリアアップについてどのように、キャリアアップの育成についてどのように取り組まれてこられたということが 1 点。その上で課題となっているものは何と考えていらっしゃるのか、担当課の見解をお伺いいたします。

岡田市民活動推進課長 職員のキャリアアップについては、経験年数とか係長級研修、課長補佐研修というような、役職で必要なスキルを取得するための研修や、個別業務に係るスキルアップのための研修を、性別を問わずに行って実施しているところであります。女性職員に特化したキャリアアップの育成プログラムにつきましては、昨年度はセミナーパークで女性職員キャリアアップ講座というようなかたちで、管理監督職、現場のリーダーを目指すために必要な

基本的な考え方やスキルを学ぶような講座の受講を勧めており、昨年度 1 名が受講しているという実績がございました。課題としましては、やはり女性職員のキャリアアップに向けては、働き方改革を進めて個人の能力を最大限発揮できるよう、長時間労働の抑制というか、業務の見直しを含めてライフワークバランスの適正化を進める、そういう目的意識を職場で共有とか、また市役所全体で共有することが必要ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

綾城委員 今のことは分かりました。この男女共同参画推進事業の執行率は 65.3 パーセントというふうになっておりますけれども、今は職員の方のキャリアアップのことでお話をしましたが、他にも様々な事業をされておられます。令和元年度は、予算は増額されていらっしゃると思うんですけども、いずれにせよ、どこの市町村と見比べてみてもそんなに大きな予算は基本的に付いてないんですね。ですが、この男女共同参画推進事業というのは、我々女性の立場からすると非常に重要な事業であるというふうに思っております。それで、課題も難しいと。工夫や知恵も必要であるということで、財源もなかなか捻出が難しいというところで、単市だけではなくて広域で、近隣の市町と連携して財源をお互いに出し合ってひとつのもとで大きな事業をやって、大きな効果を出していくというような取り組みも必要であるのではないかなと思うんですけども、そのあたりの見解を副市長にお伺いをしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 予算の執行率の部分とかいうところについて、ちょっと現状と言いますか、予算額の 27 万円については審議会の報酬とか費用弁償というところになりまして、セミナー開催費用として講師謝金等で計上しておるところですけど、審議会の回数の減とかがありましたので、執行率の部分がありましたけれども、予算について広域でというようなお話もありますけれども——すみません、今年度の話になってしまいましたけれども、当然、国の方では女性活躍推進法というのが施行されておりまして、それに伴った事業も増えてきますので、市とか県とか、そういうところに沿って女性参画推進に向けての施策を進めてまいりたいというふうに原課としては思っておるところでございます。

大谷副市長 ご指名でございますので、お答えをさせていただきます。実は昨年、こちらに参りまして担当課から男女共同参画推進事業は特に、いわゆるセミナーとか講師を呼んで聴く事業、こちらにも書いてございますけれども、この事業が非常に予算的にも少ないということで、自然と講師の方がどうしてもレベルと言っては大変ご無礼ではございますけれども、県職員とか、いわゆる講師謝金が一定レベル以下になってしまいますので、さすがに聴衆と言いますか、集まる方々も段々ジリ貧になっているという話を伺いました。そこで私は、

北浦三市で例えば広域でお金を出し合って、少しでもグレードの高い講師の方を三市共同で呼び出して、これを持ち回りで開催できないかという提案を、実は萩市と美祢市の副市長さんにお話をさせていただき、了解と言いますか、一応のご内諾はいただいたところでございます。ただ現実問題として、実務レベルとなりますとなかなか上手くまいりませんで、結果的には私どもも国の方で大きな事業があると、補助金があるということを探し出しましたものですから、こちらに手を挙げまして、令和元年度の当初予算に単市ではございますけれども、少しでもグレードの高い講師が呼べるように、この獲得に成功はしたところでございます。先ほどのような問題意識は、北浦三市で各市長にもご了解をいただいたところでございますので、引き続き両市に投げかけを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

綾城委員 主要な施策の報告書 38 ページ、「消費者行政推進事業」についてです。成果と課題にいろいろ記載をされておりますけれども、消費トラブルの内容について、近年の傾向をお伺いしたいというのが 1 点と、課題には若年層の消費トラブルが増えているというふうに記載されておりますが、これはどういったものなのかお尋ねをいたします。

岡田市民活動推進課長 消費トラブルの傾向につきまして、平成 30 年度の概要につきましては、うちの消費生活センターの分類で言いますと、相談の 1 位が商品・一般。2 位が運輸・通信サービス、例として光回線とか光卸し売り契約トラブル、迷惑メールに関する相談とか。3 位が日用品、生活用品の通販での契約トラブル、その他というかたちになっております。近年の傾向といたしましては、以前ありました架空請求に対する相談が、前年度に比べては減少しつつあるというところでございます。ただ、最近は通信販売の定期購入契約に関する相談が増加傾向にございます。もう 1 点、若年層というのが 10 代から 40 代ぐらいまでというところで行きますと、消費トラブルの増につきましては、やはりスマートフォンなどの普及によって、インターネット関連の通販トラブルですね。先ほども言いました、定期購入トラブルというところが増加の要因となっております。以上でございます。

中平委員 報告書 25 ページ、決算書 88 ページですが、「花と緑のまちづくり推進事業」。事業実績の最後の欄の散水栓の設置、これの場の数と何箇所か、箇所数を教えてください。

岡田市民活動推進課長 散水栓は 3 箇所設置をしております。一つは三隅の浅田地区と沢江の清風記念館前の花壇、そして板持 3 区というところでございます。以上でございます。

中平委員 その 3 箇所で何個かをお教えいただけますか。3 箇所に 1 個ずつとかそういう形。

岡田市民活動推進課長 3箇所につきまして1栓というか、散水栓は1栓立ち上げております。

岩藤委員 この内容のところに会報誌がありますよね、発行っていう。この会報誌というのはどのような配布というか内容というかものなのかをちょっと教えていただけたら。ちょっと目にしたことがないものですから、すいません。

岡田市民活動推進課長 主要な施策の報告書では、年2回の発行となっておりますが、500部を発行しております。500部の2回ということになります。配布につきましては当然花と緑のまちづくりの推進されている団体及び支所、出張所、公民館、文化会館、あとは図書館、図書館分館といったところの公共施設等に配布をしております、見開きで表紙があって1ページ、2ページ、裏表紙というところで、できるだけこれについても協議会等での意見を聞きながら皆さんの活動をしている花壇の写真を主に大きく載せながら、こういう綺麗な花壇をやっている市民の方が活動していますよというような形を紹介している、写真を中心にした会報誌ということでございます。

岩藤委員 それでは回覧板と一緒に来るといような内容のものではないという理解でよろしいですか。

岡田市民活動推進課長 そうでございます。

中平委員 報告書26ページ、決算書88ページ、「協働のまちづくり推進事業」事業実績であります、各4項目あります。この4項目に対しての使用金額及び経費と内容が分かればお教え願います。

岡田市民活動推進課長 今この実績につきましては、協働のまちづくり推進事業という中でボランティアの募集をしまして、そういうボランティアの呼びかけをした結果、こういう人数が、市民の方が集まっていたというところのこの実績を挙げさせていただいておりますので、経費についての支出はございません。

中平委員 これはあくまでも人数の数と。その場合にジュース等の経費は別と。参加、タオル等とか配られたことはないということで。

岡田市民活動推進課長 市民活動推進課としての支出はない、ただし主催者としてしましては当然このボランティアに出られた方に対しては何らかの何か、ジュースとかタオルとかというのは実行委員会なり、主催団体のほうでの経費計上はされていると考えております。

岩藤委員 27ページの市民活動推進費の「集落機能再生事業」なんです、課題なんですけど、その課題に向けて、若年層の参加とかより良い地域活動に向けた支援という、そのより良い活動とかどのような内容のことを、どのような活動が良いのか、若年層への呼びかけとかはどのように市としてやっていこうというふうに思っているのかお尋ねしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 一つの若年層の参加を呼びかけるというか促すための取り組みというところ、これはまず第一義にはまちづくり協議会さんのほうと一緒に考えていくものでございますけれど、やはり若年層の参加について協議会の役員、若い方、要はその自治会の10年後を中心となるであろう方に少しでも役員とか構成員として参加していただくように協議会と一緒に働きかけるといようなことがあると思います。それとより良い地域ということで、それに対して、そのきっかけとなるのはそういう地域でやるイベント、お祭りとかイベントが良いきっかけになりますし、または我々も自治会のリーダー研修とか協議会のリーダー研修とかそういうところに、協議会の既存の役員さんだけではなく若い方にも参加していただいてワークショップに入ってもらうとか、そういったところがきっかけになっていくという形で、要は自らの地域課題を自分たちの力で解決するといような形の活動がやはり、より良い活動だというふうに考えておりますので、そういったところを我々は支援していきたいというふうに考えておるところでございます。

岩藤委員 この事業も限度、期限が10年間と区切りがあったと思うんですけど、実際このまちづくり協議会をされている方々自身が、あと10年後とかそのようなことを思っていらっしゃる活動になっているかどうかというところも課題があるのではないかなというふうに感じる次第なんですけど、実際中に入ってワークショップとか課題提言をするとか、そのようなワークショップ形式みたいなものを取り入れて、協議会の中で課題を見つけようというふうな呼びかけをされているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 個別のそれぞれのまちづくり協議会においての活動について、全体ではたとえば研修会とかそういう形での意識付けというところで、まちづくり協議会の役員さんに集まっていたいてというところを、そういうワークショップをたとえば集まってやってもらって、それを持ちかえってもらってやっていただくということは期待しておりますが、なかなか具体的な目標がなければそういう話し合いもできないということもありますので、我々としては夢プランというか県の元気生活圏活力創出事業の夢プランというものを作成などを働きかけて、それを作ることによって地域課題の解決できるような事業を県の補助をいただきながらできますよということを言いながら、じゃあそのプランを作りましょうというところで地域のワークショップをやるとかいうようなきっかけづくりはしております。現在三隅と通で夢プランを作成をしようということで動いておりますので、我々もそこに支援は入っていくというところでございます。

林委員 今の岩藤委員の関連質疑になりますけども、事業の実績と成果と課題については十分納得しています、私は。それで集落支援員というのはまだご承

知のように会計年度任用職員に移行になりますけれども、期末手当の対象になるものも出てくると思います。出てくるのかどうか。それと集落支援員というのは、特別交付税の算定となっております。会計年度任用職員への移行に伴って新たに発生する財源について、国から何か財源措置等について、何か話はあるんですか。この一点をお尋ねします。

岡田市民活動推進課長 集落支援員については、期末手当の対象になると思われます。特別交付税のおたずねでございます。これにつきましては、過疎地域等における集落対策の推進要綱というのがございまして、この中に集落支援員 1 人あたり 350 万円を上限とする特別交付税措置を講ずるということになっておりますので、今後、要綱の改正が行わなければ集落支援員が会計年度任用職員となってもそういった財政措置が行われる方針であるというふうに思われますというか、考えておるところでございます。現在その要綱についての改正等の情報は入ってきておりません。

中平委員 事業実績の協議会の活動への助成で、11 番、12 番が 10 万円ほど 2 地区、交付され、13 番の湯本地区が 10 万円という、この助成金の増減を説明をお願いします。

岡田市民活動推進課長 主要な施策の 27 ページのところでの協議会活動への助成 11 番、12 番、13 番についての補助金の額の内訳という意味ですけど、田屋、伊上につきましては、この 30 年度に発足をしています。設立の補助金 10 万円とモデル事業の補助金があります。設立補助金が 10 万円、モデル事業が 50 万円と。設立の補助金をいただいたのち、モデル事業も行われたので 60 万円でした。湯本 3 区につきましては設立ということでしたので、10 万円の設立補助金だけ受けられたということで、次年度にモデル事業については行われなかったもので 50 万円ではなかったということで、10 万円ということでございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、市民活動推進課所管の審査を終了します。続いて、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 総合窓口課につきましては、決算書の 105 ページからの第 3 項「戸籍住民基本台帳費」第 1 目「住民基本台帳費」では、108 ページの 900 戸籍住民基本台帳費において、マイナンバーカード等に旧姓を併記するためのシステム改修委託料、約 886 万円を支出したことによりまして、第 1 目の戸籍住民基本台帳費で、全体では約 333 万円の増となっております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総合窓口課所管

の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 10 時 25 分からとします。

— 休憩 10 : 16 —

— 再開 10 : 25 —

重村委員長 一つだけ気になることがございますのでお伝えします。先ほどの審査を見ていましたら一生懸命、執行部のほう、委員長と発議をいただいています。ぜひ委員の皆さんも発議をしっかりと。それから関連のところでは委員長、関連ということで、スムーズな委員会運営に努めたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは休憩前に引き続き会議を始めます。続いて、地域福祉課、高齢福祉課 及び健康増進課 所管について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 各課全て一緒に。長くなりますけども、よろしくお願いいたします。それでは補足説明の前に、主要な施策の報告書 47 ページの障害者福祉タクシー助成事業を見ていただけたらと思います。訂正でございますのでよろしくお願いいたします。事業の概要欄の「対象者のうち身体障害者手帳所持者の要件」につきまして、1 から 3 級、下肢 4 級その他 4 級 1 種と記入しておりますが、その他 4 級 1 種につきましては、平成 31 年度、今年度の 4 月から拡充したものでございますので、平成 30 年度の対象者には含まれておりません。大変申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。では改めまして補足説明をさせていただきます。地域福祉課につきましては、決算書 113 ページからの第 3 款「民生費」第 1 項「社会福祉費」では、決算書 117、118 ページの「010 障害福祉サービス等給付事業」におきまして、利用日数の増加により、約 1,030 万円の増額、また 119、120 ページの「045 児童発達支援センター設置事業」では、障害児の養育の中核機関としての施設整備としまして、約 554 万円を支出しておりますが、同ページの「020 補装具給付事業」では、高額な補装具の申請が減少したことにより、約 750 万円の減額及び平成 29 年度に実施されました臨時福祉給付金給付事業の終了によりまして、地域福祉課所管の社会福祉費全体では前年度と比較しまして、約 1 億 224 万円の減額となっております。次に決算書 135 ページからの第 3 項「生活保護費」では、平成 29 年度を比較しまして、生活保護受給世帯数、受給者数ともに減となっていることもあり、生活扶助及び医療扶助等の減額によりまして、生活保護費の扶助費は前年度と比較しまして約 1 億 1,242 万円の減額となっております。次に高齢福祉課につきましては、決算書の 119 ページからの第 4 目「老人福祉費」では、122 ページの「600 その他老人福祉事業」におきまして、老人福祉施設、グループホームで

ございますが、この建設事業費補助金及び開設準備補助金として約 3,750 万円を支出しておりますが、これらによりまして高齢福祉課所管の社会福祉費全体では前年度と比較しまして、約 991 万円の増額となっております。次に健康増進課でございますけども、決算書 139 ページからの第 4 款「衛生費」第 1 項「保健衛生費」では、143、144 ページの第 2 目「母子保健事業費」の「035 未熟児養育医療給付事業」では、平成 29 年度におきまして保険者負担部分を本事業で全額負担する必要があったことから、高額の支出となりましたけども、平成 30 年度につきましては、高額給付者がいなかったこともありまして、約 1,067 万円の減額となっております。また同ページの 3 目「健康増進事業費」では、胃がん検診の対象年齢が 40 歳から 50 歳に引き上げられ、合わせて隔年受診となったことから受診者が減少し、検診健康診査等委託料約 524 万円の減額となっており、これらのことから健康増進課の所管、保健衛生費全体では前年度と比較しまして約 1,578 万円の減額となっております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりました。4 月 1 日の組織改編によりまして、3 課ここでは一括の審査ということになります。3 課にまたがる関係上、決算書のページ数、主要な施策のページ数等はしっかり申し出たうえで質疑をお願いしたいと。また、前後することもあると思いますけども、関連質疑のところはそこで確実に関連ということで質疑をお願いしたいと委員の皆さんにお願いしたいと思います。それではこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 おはようございます。決算書 116 ページ、主要な施策の報告書は 47 ページです。障害者福祉タクシーについてお伺いします。今補足説明のほうでありました、この身体障害者の関係は今 31 年 4 月ですから、決算質疑など検討されて、4 級 1 種と。介助が必要な方について拡充をされております。身体障害者手帳所持者のうち 4 級の中に介助が必要な 1 種の方、視覚、心臓、肝臓、呼吸器障害の方 31 年から 70 人の今まで除外になっていた方も対象になって、31 年からはね。その前の訂正があったところをしゃべったんですが。これ 29 年度会計決算のときに僕が総括質疑を本会議でして、岩藤議員、前のときには総務委員会はありませんでしたので、岩藤議員と田村議員の 2 人の方が委員会の中で質疑をされて、対象者の拡大について触れられております。もっと使いやすい制度にするためということで今言いました 4 級 1 種、介助が必要な方も対象にされておるわけでございますが、僕の一番の話の論点というのは、枚数を増やしてほしい。田村議員の一般質問の中でもいろいろ話の内容等ありましたけれど、あまり長くなるとあれなので、枚数をとにかく、今 25 年から 26 年にかけて 1 枚増やしておられますよね。今後の枚数の拡大等、遠距離についての拡大について、どのように制度的に。もうちょっと考えてほしいなと僕は強い思

いがあります。他市の事例を言いますと、愛知県知立市とか、片道 5 枚まで使える制度にされております。そういう部分が制度的に変えることができないのか。その部分についてお尋ねします。

小林地域福祉課長 先野委員さんが紹介いただいたように、平成 26 年度から枚数を増やしております。今年 3 月議会の田村議員の一般質問でもお答えさせていただきました。その際は高齢者福祉タクシー制度の導入検討ということで、この障害者福祉タクシーを事例としてこの先も制度を拡充できないかというご質問をいただいております。その際にもお答えさせていただいておりますが、要は障害者、この制度そのものが障害者の日常生活の利便性の向上と社会活動の範囲の拡大というのがそもそもの制度の目的でございます。その対象者については今ご紹介いただきましたように、身障者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害のある方等に対して交付をしております。だから障害者そのものの利便性の向上、これが全て障害者福祉タクシー制度そのもので全てが解決するとは思っておりません。ですからその時々対象者のニーズであったり社会情勢等を考えて今の制度が本当に合っているのか、マッチングしているのかどうかということは、その度に検証してまいりたいと思っておりますし、3 月議会で市長のほうの答弁もありましたが、市全体の公共交通体系を考える中で、こういったものを路線というか、JR なり路線バスの主要な路線の確保、それと公共交通の空白地域をどうするかの一つの手法としてこの障害者福祉タクシーを考えていきたい。全体の中で検討させていただきたいということで申し上げますので、こうしたように遠距離の対応、枚数の拡大についてはその中で総合的に判断を、検討をしていきたいと思っております。

中平委員 報告書 51 ページ、決算書は 118 ページ「補装具給付事業」ですが、この執行率の低下は先ほど部長が言われたことと思われませんが、主要要因をご説明できればお願いいたします。

小林地域福祉課長 補装具給付事業の件でございます。主要な施策の 51 ページの事業の実績のほうに出ておりますが、このうち、身体障害者の申請件数 35 件、266 万 7,667 円と決算数値をお示ししております。昨年度が 36 件、911 万 1,235 円と大幅な減額になっております。この大きな要因でございますが、購入または修理を合わせた件数が 30 年度については 29 件ございまして、29 年度については購入が 19 件、修理が 17 件と件数が若干落ちていること、それとこの補装具の中に高価なというか高額な補装具というのがございます。たとえば電動車椅子等で申しますと 160 万円前後かかるわけでございます。そして義足についてもその人に合った義足ということで 6、70 万円かかるケースもございます。そうした要因がございましてこの大幅な減額になったものでございます。

先野委員 主要な施策の報告書が 88 ページ、決算書が 138 ページです。生活保

護の就労支援事業についてお伺いします。これ働ける能力のある人が、保護廃止した人のうち、保護再申請となった方、これは 28 年から 30 年度で何人いらっしゃるんですか。

小林地域福祉課長 主要な施策の 88 ページの事業の実績のところ、うち保護廃止の状況ということで、平成 28 年に 9 名、29 年 9 名、30 年の実績で 5 名が上がっております。このうち、また再び生活保護になった方でございますが、28 年度 1 名、30 年度 1 名でございます。

先野委員 その要因についてお伺いします。

小林地域福祉課長 要因というのが、基本的には今この 88 ページ見ていただければあれなんです、就労支援実施者、たとえば 30 年 44 名上がっております。そのうち、新規就労であったり、常就者というのが 9 名いらっしゃいます。そのうち 9 名のうち保護廃止になった、就労した結果収入が増えたので保護廃止という状況が 5 名というふうに見ていただければと思いますが、たとえば就労先、様々な職種に就かれますが、基本的には就労が継続しなかったとか、その就労を辞めたとかそういったものが大きな要因と思われます。

先野委員 ここに課題のところにもいろいろ書いてあります。これ就職先の開拓を図っていくため、アフターフォローというのを多分この上にも書いてありますけど、内容の中にどのようなアフターフォローをやられて 31 年度、次年度に繋げておられるのかお伺いします。

小林地域福祉課長 まずは就労支援ということで、基本的には生活保護受給者であります。身体的には十分働ける能力があるということで、そもそも生活保護の制度には最低生活の保障と自立の助長という 2 本柱がございます。そのうちの自立の助長という部分で十分就労できる能力のある方に対してそういった生活保護就労支援を実施しているところでございます。実施にあたっては嘱託職員として就労支援員を 1 名確保しております。それとケースワーカー、そしてハローワークと連携して、その方の希望、または雇用主のほうの希望のマッチングを十分して就労に繋げていくようにしております。そして就労したあともその方の生活状況であったり、就労状況であったりはケースワーカー及び就労支援員共々、アフターフォローというか、出向いたり本人に確認を取ったり状況を聞いたりしているのが実情でございます。

橋本委員 主要な施策 57 ページ、決算書 120 ページ。老人福祉費についてお尋ねいたします。去年も聞いたと思うけど、のどりがいかんのもう一回。老人クラブ連合会活動促進事業費補助金 430 万円に対して事務局費の割合が高いのはなぜでしょうか。その理由をお聞きいたします。それと、課題にあります「他の高齢者活動との関わりについて整理する必要がある」と書かれていますが、具体的にどのような対策をなされるのか、その 2 点をお聞きします。

松尾高齢福祉課長 老人クラブ連合会の活動促進事業費補助金につきましては事務局として2名の事務局の方がいらっしゃいますので、その事務経費としての賃金等を計上しております。その他、健康づくり介護予防事業費としてその下に内訳を書いておりますが、シニアフェスティバルまたは高齢者のスポーツ健康づくり、生きがいサークル活動、それぞれいろんな活動がありますので、それに対する事業費、物品等の経費を計上いたしまして、その経費をそれぞれ計上したものととして431万7,000円を補助金として交付しております。その件については見積もりを事前に出していただいて、計画書を出していただいて、その中を確認していただいて交付金決定ということで支出しております。もう一点、他の高齢者活動との関わりについて整理するという部分の対応についてございますが、実際に高齢者の方はこの老人クラブの活動だけではなく、それぞれの自主的なサークルであったり、いろんなものに活動されていらっしゃるなか老人クラブの活動、加入等につながらないこともあるというふうにお聞きしております。出る場所が複数あるということは、生きがいづくり、健康づくりそれぞれに繋がるものでございますので、いろんな活動の現状を実際の高齢者の連合会に加入されている老人クラブの会員の方々、またその他の状況等を確認しながら活動について現状を踏まえてどういうところでこの老人クラブの活動に繋がるものなのかというところを理解したうえで、いろいろな活動が増加していくように考えているところでございます。

橋本委員 もうひとつ分からないところがあるのですが、事務局費、この内訳の中を見て、2名の職員がおられると聞きましたよね。2名だったら確かに必要かもしれないけど、2名いるんですかね。

松尾高齢福祉課長 今、2名の方につきましては、1名は連合会の会長としてその運営を主導されている方。そして事務局についてはいろんな経費を事務的に整理しながら支出したり、事務的な対応をされている役割をしていらっしゃいますので、そういう事務的な対応をされている役割を持っていっていらっしゃいますので、その2名は必要かと考えております。

橋本委員 次に、福祉バス運行事業。施策の61ページ、決算書の121ページ、これ29年度の報告書を見ると、204万9,000円の予算に対して執行が182万7,838円とあります。執行率が、89.2%とあります。30年度を見ると204万9,000円に対して決算額は同じく204万9,000円です。執行率が100%となっております。29年度と30年度の福祉バスの運行状況を見ると、29年度が利用件数が146件に対して30年度が150件になっております。これ4回プラスで22万1,162円というのは合点がいかないのですが、お教えいただければと思います。

松尾高齢福祉課長 福祉バスの運行事業につきましては、利用件数としまして、

平成 29 年度 146 件でご説明にありましたように 182 万 7,000 円ですかね。30 年度については 204 万 9,000 円ということで、決算額が異なっておりますが、実際の経費につきましてはガソリン代とか、運営の維持経費、そういうものの車両に対する経費を計上しておりますので、その実際の経費の見積もりに伴って、やはり修繕であったりガソリンの経費の高騰と、そういうものに伴って、経費が多くなっているものでございまして、実際の利用者はそれに伴って、経費とは別としてそれぞれの団体が活用されるということで、福祉バスをいろんな活動に使っていただくということで、この委託料につきましては主にバスの維持経費、ガソリン代、そういうものとして異なっているものでございます。

橋本委員 ということはこの 22 万 1,162 円プラスになっているというのは、車の維持管理とみなしていいんですか。

中平委員 事業実績のところで、利用団体内訳、これ平成 29 年度も 30 年度も障害者と自治会婦人会の欄は利用者数が共にゼロになっておりますが、これはどういうことでしょうか。

松尾高齢福祉課長 福祉バスの運行利用実績の障害者等の利用実績が今ゼロについての理由でございまして、この事業は長門市の社会福祉協議会に委託している事業でございまして、その実際の状況について確認しましたところ、障害者のことにつきましては、障害者の福祉協会等の研修は利用がございまして、現状では利用者の人数が 40 名以上と、バスの人数を超えることが多く、別のバスをチャーターされて利用されているというふうにお聞きしています。その他の視覚障害を有される方など、やはり誘導されるバスガイド等必要とされる場合がございまして、そういうことを考慮され、利用に至っていないというふうにお聞きしております。その他の自治会等の利用につきましては、福祉部の研修等で利用がありますけれども、実際、旅行ということでいろんな条件により利用されていない、また婦人会につきましては、最近の利用についてのご相談がないというふうにご確認をしております。

先野委員 主要な施策の報告書が 62 ページ、決算書が 122 ページです。地域見守り体制整備事業について、課題のところに固定電話がないときの対応ですね。ないと利用できないと書いてありますけれども、固定電話がない時の対応についてどのようにされているのかお聞きします。

松尾高齢福祉課長 地域見守り体制事業の固定電話につきましては緊急通報装置の設置につきましては、固定電話の配線を活用して、機器を設置する現状がございまして、今までは各家庭に、高齢者世帯のご家庭に固定電話があるということがほとんどでございましたが、近年携帯電話の普及により、固定電話がなく、携帯電話のみの活用ということで、この緊急通報の設置に至らないという現状がございまして、そういう声を近年聞いております。そういう状況を加

味し、ここに次回、緊急通報の固定電話については携帯型の機器が出ているという情報を聞いておりますので、そういう事業者に提案書の提出をしていただいて、今後の事業については来年度以降の受託について検討して、そういう体制を整えていくこととしております。

先野委員 携帯電話をつなげる方法というのがあるんですか。知りませんでした。ありがとうございます。次に聞きたいのが、周知方法の徹底ということで今後も周知をしていくみたいなことが書いてあるんですが、僕の知り合いの方に、2人、高齢者の方に聞いたら全然こんなのは知らないよと。周知ができていない、話を2名から聞きました。周知をするといいながらできていないということは、伝わっていないということになりますよね。住民の方に。この対応について、しっかり対応しなくては予算的には生きていないと思いますが、この話についてお伺いします。

松尾高齢福祉課長 この事業の周知につきましては、今おっしゃられた民生児童委員の定例会、そういう会議において、この事業の周知、申請の仕方等を毎年度その機会を利用して必ず説明会等を実施しております。それ以外に高齢者のいろんな世帯を回られたり、相談に対応される医療機関なり、介護事業所の関係者の会議の機会を利用してもそれぞれの見守り体制事業の申請を含めた紹介、説明をしているところでございますが、おっしゃられますように、なかなかその事業が浸透して高齢者のご理解まで繋がっていないという現状があるということでございますので、今後もその機会または広報、また今包括支援センターといろんなところでご相談を受ける場合に、この事業等もお1人暮らしとか、そういう状態を踏まえまして、事業のご説明を直接しているところではございます。事業の詳細についてはなかなか利用される時にその事業が本当に必要であって自分の利用ということでつながる場合もありますので、全体的な事業の周知、個別的な周知を今後もしっかりと整えていきたいと思っております。

橋本委員 主要な施策の報告書 59 ページ、決算書 122 ページの敬老事業、これはちょっと確認なんですけど、入浴優待券配布について、これはあまり皆さんから喜ばれてないと思うんですけどね。喜ばれるのはわずかだと思うんですけど、これは意地でもまだやられるという計画ですか。そこを知りたいです。

松尾高齢福祉課長 入浴優待券の配布につきましては、様々なご意見をいただいているところでございます。今後の継続というところのご質問でございますが、この入浴優待券配布の目的といたしましては、ご存じのように敬老事業の一環といたしまして、ここの目的のところにも記載しておりますが、長年社会に貢献された高齢者の皆様方への感謝の意を表すとともに、地元の温泉を利用して、ご家族で長寿を祝う機会としていただくとともに、その温泉に入浴することで癒しの機会ということも、長門市に良い温泉施設がございま

すので、その癒しの機会として、そしてまたふるさを見直す機会として配布を開始したものでございます。今、市内温泉施設、30年度は市営を含めて、その他市内の温泉施設のご協賛によって格安で入浴できるという貴重な機会でもあります。また29年度にアンケートをしたところで、自治会または75歳以上の方の回答としては、続けた方が良いということが約50パーセント以上の回答を得ておりますので、この入浴券の配布については良い機会として考えてはおります。

川野市民福祉部長 今の入浴優待券の件でございますけれども、前々から議員さんの方からやめたらどうかという話もございます。私どももいろいろと検討はしてきておりますけれども、ここにもお示しのように、利用率が減ってくれば、これはちょっとやめた方が良いのではないかとということでもありますけれども、昨年度も45.72パーセント、半分近い券数を使っているということは、言葉ではあまり出てこないかもしれませんが、使われている方にとっては非常に喜ばれている制度ではないかと私どもは認識しているところでございます。ただ、もともと初めの頃は各自治会長さんをお願いをして入浴優待券を配っていただいておりますけれども、今は一部の自治会長さんには配っていただいておりますけれども、郵送で今お送りしているという状態もありますので、かなり費用もかかっているということもありますので、これにつきましては今後アンケートを取るなり、皆さんのご意見を聞きながら検討させていただこうというふうに思っております。以上でございます。

橋本委員 今、部長、課長が言われたのはよく分かるんですよ。せめてこれをやられるんだったら、例えば1月の10日までとか、15日までに延ばすということはできるんですか。と言うのが、ひとり暮らしのおじいちゃん、おばあちゃんは足が無いんですよ。タクシーで行ったら余計にお金がかかる。年末に子ども夫婦が帰って来たときに一緒に行く、これは今先ほど課長が言われた、賛同するんじゃないかと思うんですよ。やめるという意味じゃなしに、日にちを延ばしたらより効果的なものになるのではないかと思われるんですよ。そこについてはどんなですか。

川野市民福祉部長 この件につきましては、前々から市長も少し期間を延ばしたらどうかということで、いろいろと考えていたところでございます。なぜ12月の15日ぐらいにしているのかというと、今言われるように、12月に入ると日置・三隅の公衆浴場は莫大増えるわけです。これを年末・年始とやると、とてもじゃないけど職員の方がもうパンク状態になると。それといろいろと、トイレとかの問題などもありまして、そういった施設の方からも12月15日ぐらいまで切ってくれないかという要望が強くありまして、今はこういう形で続けておるという状態です。私どももできればもう少し期間を延ばしたいという

思いではあるんですが、そういった事情もあるというのはちょっとお含みいただけたらというふうに思います。

中平委員 温泉旅館等でこの事業に協賛をされているホテル名と、その割引内容が分かりましたらお願いします。

松尾高齢福祉課長 30年度の協賛をいただいている入浴優待の該当の温泉施設でございますが、全部で9施設ございます。市営浴場が2施設、その他の割引で入れる温泉施設が9施設ございます。全部で11施設が該当の施設でございますが、割引で入れる温泉施設につきましては、30年度は俵山の温泉が2施設、油谷の温泉が1施設、湯本の温泉が6施設の合わせて9施設でございます。

中平委員 割引の料金については。

松尾高齢福祉課長 料金の部分が不足しておりましたが、割引につきましては温泉施設のそれぞれの施設によって割引の料金が異なりますが、安いところでは100円引きから半額まで幅が広くございます。それぞれの施設の割引についてお答えした方がよろしいでしょうか。俵山の温泉施設、町の湯の施設でございますが、利用料金が平常は430円のところを330円、白猿の湯では750円が650円、油谷のホテル楊貴館につきましては1,050円が700円、湯本の施設でございますが玉仙閣は1,000円が500円、大谷山荘が2,000円が1,000円、山村別館が1,000円が500円、湯本温泉ホテル枕水では750円が500円、ホテル西京では1,000円が500円、旅館六角堂では500円が300円となっております。

中平委員 今聞かれるように、やはり有料のところは、最高1,000円の自己負担ということで結構な金額になります。地域格差、無料の場所は黄波戸と三隅ということで、かなり同じ市内でも遠くなると思います。その場合に、無料送迎バス等を出されるとかいうようなお考えはないでしょうか。

松尾高齢福祉課長 温泉の入浴についての送迎バスについてでございますが、やはり利用される方の利用したい時期というのも様々でございまして、その状況も個別によってございますので、今のこの入浴へのバスというところは考えておりません。

中平委員 最後に、この利用率なんですが、これは、こういう言い方も変ですが、優待券を使われる方を対象にしている。その優待券を使われる方でも一緒に来た家族の方たちはもちろん含まれていないという認識でよろしいでしょうか。

松尾高齢福祉課長 入浴優待券につきましては5枚つづり、高齢者の方へ5枚つづりということで配布しておりますが、ご利用できるのはご本人、またはご家族、ご親族など、どなたでも利用できるということで利用の幅を対象として広げておりますので、いろんなご本人だけでなく、ご家族一緒にこの癒しの機会を利用していただければということでこの割引事業を実施しております。

中平委員 報告書 60 ページ、決算書 122 ページ「敬老会開催事業」であります。これ執行率等は高いんですが、肝心の参加率が 35%程度ということで、今後の課題としてどうこれを思われているかお聞かせ願います。

松尾高齢福祉課長 敬老会開催事業につきましては、地域社会の発展に寄与された高齢者の方への敬老意識の醸成を目的に、自治会に交付金を交付して実施しているものでございますが、実績としては少なながらも実施の自治会が増え、全自治会の約 91.4%というふうになって、ほぼ実施されているところが大きいというふうに考えております。この地域での実際の自治会の方々のご協力によりまして、この行事が地域の中に定着しているものと考えています。実際敬老会のほうのアンケートを 29 年度に実施していましたところ、自治会または 75 歳以上の参加者のアンケート結果といたしましては、続けたほうが良いというふうに回答をいただいております。結果が 60%から 70%ということで、やはりこの事業への意向というのが高いというふうに捉えておりますので、この開催率、参加者への意向等を踏まえて今後も自治会への理解を踏まえながら開催率を高めていただければと考えております。

中平委員 この交付金、1 人あたり 1,000 円を支給されるということですけど、県内他市をいろいろ調べましても平均を取れば平均以下という金額になります。が、このあたりの増減のお考えはいかがでしょうか。

松尾高齢福祉課長 敬老会の交付金の 1 人あたりの 1,000 円については、いろいろご意見をいただいておりますが、この経費については、それぞれの自治会の実績としてはやはり格安でやられているところ、また経費がかかっているところ、様々でございますので、その状況を踏まえましてこの経費、安いところではすごく、500、600 円でお一人あたりやられたりというところで、それぞれの自治会の現状もございますので、この 1 人あたりの交付金の経費についてはこのまま継続していきたいと考えております。

綾城委員 主要な施策の報告書 44 ページ、決算書では 116 ページです。「生活困窮者自立支援事業」についてお伺いします。先般報道の中でありましたけども、ウェーブさんがいろいろあるということで、今現在これはウェーブの地下に相談窓口が設置されているということだと思いますけれども、これはその後そういったことがあったあとは、設置場所がどこになるのかとか、そういったところはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 この生活困窮者自立支援事業という、社会福祉協議会に委託しておりまして、今委員申されたように、ウェーブ地下で実施をいただいております。実施場所については仕様書をお示ししておりまして、受託者のほうで確保するというふうに仕様書で決めておりますが、今ウェーブの廃業という状況の中で次の場所というか、その確保については今検討されているというふ

うには聞いております。

綾城委員 分かりました。続きまして、これは生活困窮者の自立支援に関わる事業を取り組まれているんですけども、この支援にあたって、自立とか社会復帰ですね、そういったことに至ったケースがどの程度あったのかということをお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 生活困窮者自立支援事業、これを活用されまして就業なり借金返済等で自立できた、脱却したということは平成 30 年度実績で 10 名の方がいらっしゃいます。

綾城委員 この事業はいろいろ大変難しい事業であれだろうというふうに思っていますけれども、支援にあたられている方、支援員の方が事業をするにあたって、支援するにあたって苦勞されている点というのはどのような点がございませうでしょうか。

小林地域福祉課長 生活困窮者というのがそこに至る理由というのが個々様々でございませう。ギャンブルであつたり借金があつたり、本人に自覚がないケースとか様々ございませう。まず生活を立て直すという自覚を本人に持っていたくこと、そしてその方の生活困窮に至る理由を支援員も本人もお互いが共通認識を持って、じゃあどうするのかということをお互いの合意のもとで進めていく。そのへんになりますといろいろ時間にかかる。そのへんが一番支援員にとっては苦勞する部分かなというふうには思っております。

中平委員 報告書 58 ページ、決算書 120 ページ、「老人保護措置費」なんです、事業の内容から、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るということで、まだそれを待たれている方がおられるのかどうか 1 点お聞きします。

松尾高齢福祉課長 老人保護措置の待機者につきましては、5 名でございませう。

中平委員 その事業の実績のほうで、老人保護措置施設に行かされますが、行かされますがというのはおかしいですが、そのときの保護施設への、この方は下関、この方は萩だとかいう判定をされる方がおられるんでしょうか。おられる場合はどのような方が判定されているのかお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 老人ホームの入所判定につきましては 5 名の委員の方によって判定をいただいております。その 5 名につきましては医療機関の医師、そして施設の代表、そして行政の関係者で 5 名の委員で判定会を実施しているところでございませう。

先野委員 それと、これは市が身元引受人になっている方が何人か、福祉部長か誰かが引受人になっていらっしゃると思うんですが、30 年度は何人いらっしゃるのかお伺いします。

松尾高齢福祉課長 福祉事務所長が身元引受人になっております方につきましては 30 年度末現在 9 名でございました。

先野委員 今から高齢者が増えるにあたってこういう方がかなり増えるんじゃないかなと思います。これについては課題のところにも書いてあると思いますが、成年後見制度の活用についてもやらなくてはいけないようなことも書いてあります。成年後見制度についてはなかなか相談についても難しい等あると思うんですよね。その点についていろんな相談があつて分からない方がけっこういらっしゃると思うんですよね。一度か二度、長門病院のところにあつたときに私も連れて行かせていただいたことがあります。そういうことについて、成年後見制度の内容自体がなかなか分からない。こういう部分の周知も徹底して住民の方にも言わないといけないと思うんですよね。それがやっぱりまだできていないと思うんです。私のところにも何度も電話をかけてどこに行ったらええのかという声が多いんですが、その点について課としての見解をお伺いします。

松尾高齢福祉課長 おっしゃられますとおり、今後やはり身元引受人、親族等の状況によりまして引受人の方がいらっしゃる状況は増えていくことが予測されます。その中で成年後見制度ということの活用に関がっていつているわけですが、なかなか本当に理解がしにくい、成年後見という言葉自体も難しい、また内容についてもいろいろ複雑な面もございます。今実際の周知につきましては、高齢福祉課につきましては包括支援センター等窓口がございますので、そういうところでの対応、またはいろんな成年後見に対する講演会、また地域に出たの出前講座、そういうところも踏まえて周知を図っておりますが、1回だけでは理解、事業についてのいろんな内容、手続き等難しいところ、複雑な面もございますので、その周知についてはいろんな場を活用しながら周知を進めていきたいというふうに思います。ただ、今申し上げたように、本当に聞くだけではなかなか難しいところがございますので、分からない部分は個別に対応いたしますので、そういうところも含めての受け皿を作っていきたいというふうには考えております。

川野市民福祉部長 この成年後見につきましては、今周知不足という部分も確かにあると思いますし、なかなか市民の方もそこまでなかなかお考えにならないという部分もありますので、そういうところも含めて、これは高齢者だけではなく、障害者等も関係してきますので、そういうところも含めて今回福祉総合相談窓口というのを開設した、設置したというところもあります。ここで、今年度はちょっとあれですけど、来年度あたりから本格的に成年後見についても市民の方へどう周知していくか、そしてどう繋げていくかといったことをしっかりと考えていく、そういった体制も整えていくというふうに考えておりますので、そういうことがありましたらぜひとも福祉総合相談窓口があるよと言っていただけだと思います。よろしく願いいたします。

岩藤委員 主要な施策の 45 ページです。社会福祉協議会の基盤強化事業で、3,800 万円の決算額が出ているんですけど、これはほとんどが社会福祉協議会の職員の人件費というふうに認識をしているんですけど、この各地区社協がありますが、この地区社協と社会福祉協議会の方々の関わり方と言いますか、たとえば深川で言うと専属に事務する方がいらっしゃるんですけど、この各通、仙崎、深川、俵山、三隅、日置、油谷地区にそういうふうな常駐をされる事務をされる方がどういう状況なのか教えていただきたいと思います。

小林地域福祉課長 地区社協の現状の説明でよろしいですかね。地区社協については、今委員お示しの市内 7 地区で組織されております。ただ、その地区社協の成立そのものが旧自治体ごとに様々でございました。旧長門市でいきますと、元々通、仙崎、深川、俵山というそれぞれの社協があったものが合併した社協となった、その旧組織がその地区社協に移行している部分もございますし、日置、三隅、油谷についてはそのまま旧自治体の丸々の地区社協を組織されております。これについては社協のほうの職員も担当者が各地区社協に配備しておりますが、現実を申しますと、市の出張所の担当者が事務をお手伝いしたりという部分もございます。まちまちという答えでよろしいでしょうか。

岩藤委員 昨年と活動内容というのがあまり変わっていない、発展性が見られないというか、その中で成果として今度自治会を中心とした小地域福祉活動の充実を図っているというふうにあるんですが、各地区に福祉員というのを設置されているようなんですが、そういう方々がそういう自治会を中心に福祉活動をされているのか、そのところをどのような充実を図っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

小林地域福祉課長 自治会福祉部という各自治会設置されておるところもございますし、されていないところもございます。この自治会福祉部というのが自治会内のエリアの中での地域の地域課題を解決したり、相談を受けたりというものでございます。ですから、このへんは自治会の福祉部に対して社協から活動助成を出していらっしゃる部分でございますので、自治会の地区社協なり地域の福祉活動の一つの担い手としては考えておりますし、これとは別に地域民生委員さんもいらっしゃいます。自治会長もいらっしゃいますし、この自治会の福祉員もいらっしゃいます。() のコーディネーターなり集落支援員等も配置しておりますので、いろんな方がそれぞれの地域福祉活動の担い手として考えておりますので、そのへんがうまく調整できたらいいなというふうには考えておりますが、この自治会福祉部のみはその自治会の地域福祉の活動になっているというふうには考えておりませんが、協力はさせていただいていると思います。

岩藤委員 課題のところなんですけど、複雑多様化し続ける地域社会が住民サー

ビスに対していくには、最後に、また、独自の財源の確保も課題であるというふうに書かれております。これが昨年の報告書を見たらこの部分がなかったんですが、独自の財源の確保も必要というふうに考えられた、課として財源面でのように考えておられるのか、また課題と思われた根拠をお示しいただけたらと思います。

小林地域福祉課長 独自財源の確保の前に、地区社協との連携を進めていくということで、これまで地区社協の改変についての問題があると思います。そのへんの部分を言っておりまして、今市社協の会費そのものは 300 円でございます。地区社協の会費を取って、今まで取っていらっしゃった地区が三隅、油谷、日置のみだったのが通が 30 年から、俵山が今年から会費を取られていると。そのへんの地区社協の活動そのものが独自の財源の確保も必要とする中で、独自性を持った活動をしていただきたいというのがこの表現でございます。

中平委員 これは民生委員のところにも通じる課題だと思うんですが、福祉委員もなかなか各自治会でなり手がいないと、やりたくないというかたちになっていると思うのですが、そのへんと、なり手がいないということの改善を、福祉委員だけお聞かせ願います。

小林地域福祉課長 地域福祉委員そのものは、社協の事業でございますが、自治会によって福祉委員になれる方に対して社協さんから活動要請をされている部分でございますので、そのへんはうちの方が答える部分ではないのかなというふうに思っております。

中平委員 報告書 89 ページ、決算書 140 ページ。健康づくり推進事業でございますが、この執行率低下の要因を事業の内容、事業の実績に照らし合わせて説明していただければと思います。

梶山健康増進課長 平成 30 年度に長門市健康増進計画であります健康ながと 21 推進計画を策定いたしました。その関係で、印刷製本費を計上しておりましたけれども、作成の段階で独自で印刷を行いましたので、その経費が必要なくなりまして、少なくなっております。

中平委員 それだけではないと思います。事業の実績のほうもからめてということで。もう一度お願いいたします。

重村委員長 それ以外はございませんか。主には印刷製本費だということで。

梶山健康増進課長 それがほとんどでございます。

先野委員 大変お待たせをいたしました。がん検診の関係を聞きたいと思います。主要な施策の報告書が 94 ページです。決算書ページが 144 ページになります。前年度に比べてほとんどのがん検診、胃がん検診が少し伸びていますが、あとのがん検診についてはほとんど下がっています。その検診率の悪い要因について伺いいたします。

梶山健康増進課長 まず市のがん検診の受診率につきましては、市が実施しておりますがん検診を受診した方のデータとなりまして、企業、個人的な人間ドック等の検診を受診された方は受診数には含まれません。その中で、長門市では山口県内の各市町と比較しますと、例年県平均または県平均を上回っていると考えております。しかしながら受診率が高いということは言えませんので、要因の分析により、受診率を向上していかなければ、という課題は捉えております。受診率が向上しない要因につきましては、まず市民の方がなぜ受診をされないかということでの要因としましては自己負担金、経済的な負担、それと仕事などによって検診を受ける機会が取りづらい。またがんや健康に関する知識や関心がない。周知不足などがあると考えております。

先野委員 県内だったら、本市は高い方ではないか、みたいな話で、なかなか周知についてもできていないという話だったと思います。ちょっと調べてみますと、全国平均で言うと、全国平均よりもかなり下回っております。長門市は。長門市は胃がんの受診率はかなりいいんですが、肺がんについては全国平均は23.3%、大腸がん検診は29%と、全国平均よりかなり低いんですね。いつも僕は受診率について言わせていただくんですが、やはりしっかりやっていただかないと、がんというのは死亡率が一番高いものですので、受診率の悪いものについてはしっかりやっていただきたいなと思います。藤枝市についてはものすごいです。静岡県藤枝市。他市の例を見て、いろんなことをやっておられるわけじゃないですか。しっかり見られて、受診率向上について、僕はやられるべきじゃないかと思います。ちなみに肺がんについては藤枝市は60%。大腸については64.6%。ものすごい高いですよ。こういうところを見て、事例を参考にされて、僕はしっかり受診率を研究された方が、啓発についてもそういうふうに僕はやっていただきたいと。課の見解をお伺いします。

梶山健康増進課長 先ほど申し上げましたように、受診率が高いとは思っておりません。さまざまな先ほどの要因に対しまして、無料の検診や休日検診、それから受診対象につきましても、未受診者への再勧奨、その他受けやすい、関心を持っていただくための健康づくりポイント事業への勧め等、いろいろ行っておりますが、確かに受診率向上につながっていないのが現状です。周知が健康無関心層にまだまだ届いていないのかなというふうに考えております。子育てや仕事に忙しい世代の方にも、関心を持っていただけるよう、関係団体や事業所などと連携をして、市のがん検診について周知を図り、積極的に健康診査や職場の方へのがん検診周知の取り組みを推進していこうと考えております。今年度、ながと健幸百寿プロジェクトに取り組んでおりまして、健康増進課だけでなく、庁内各課の横連携を図り、各関係機関、団体とも連携をして効果的な周知を図っていけたらと考えております。今年度も現在、小中学校における

がん教育の実施を進めておりまして、受診率向上対策についてはプロジェクトにおいて検討してまいりたいと考えております。

川野市民福祉部長 委員さんが言われたように、非常に受診率が高いというところもけっこうあるようでございますので、そういうところをしっかりと研究してやるべきであると思います。周知だけが問題ではないと思っておりますので、そういうところも参考にさせていただきながら、場合によってはそういうところによって話を聞くとか、そういったかたちで受診率の向上には努めていきたいと考えております。

綾城委員 健康増進課さんにお尋ねですが、まず主要な施策の報告書 97 ページ、決算書 146 ページ、予防接種事業。この中の子宮頸がんワクチンについてですが、現在推奨は差し控えているというところの中で、平成 25 年に厚生労働省から通達があつて、推奨を差し控えているということだと思いますけども、あれから 5 年以上が経過をしているというところで、子宮頸がんワクチンについて現在国の見解は変わらないままなのかなということが 1 点と、その後、国のほうで研究とか調査はどのくらい進んでいるのかということをお尋ねします。

梶山健康増進課長 子宮頸がんワクチンとの因果関係を否定できない持続的な、疼痛が接種後に特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間は接種を積極的に勧奨すべきではないと国からの通知がなされました。その後、現在も積極的勧奨の差し控えは継続中です。国のその後の研究や調査ですが、国の対応としまして、予防接種ワクチン分科会副反応検討部会におきまして副反応の報告症例について審議が重ねられております。その中で、内容としては、副反応に苦しんでいる方につきましては寄り添う姿勢として速やかな個別救済、医療支援の充実、生活に寄り添う支援の強化を行うという方針について検討されています。それから、2 番目には科学的知見の尊重ということから、副反応のワクチンとの因果関係が今ではまだ否定できない状況の中、更なる知見が必要のため、積極的接種勧奨の差し控えを継続するというかたちになっております。研究の推進としまして、従来の臨床的観点からの研究だけでなく、疫学的観点からの研究を検討するということで、部会の方でなされておりますが、新しい因果関係の報告がございません。国民に対する情報提供をより充実させていく方針とされております。まだ定期接種という状況でございますので、接種はできる現状でございますので、市としましても、できる接種の案内のほうはしておりますが、積極的に周知をしていない現状でございます。平成 30 年の 1 月に HPV ワクチンに関するリーフレットが厚生労働省ホームページに掲載されておりまして情報を求める方には周知するようという方針となっております。

中平委員 報告書 91 ページ、決算書 142 ページ、母子保健指導事業であります

が、これ 29 年度より執行率が 10%ほど低下しております。その主な内容と、事業の実績の母子保健コーディネーターとはどういう方がやられているのかと、課題であります、最後母親が 1 人で悩み孤立することが無いよう、関係機関とも連携した取り組みとありますが、関係機関とはどのようなことでしょうか。以上 3 点をお答え願います。

梶山健康増進課長 始めに、前年度と今年度との執行率の、下がっているということでございますけども、産前産後ケアヘルパー派遣事業、マタニティケア事業につきましては平成 29 年度におきましては、29 万 8,100 円ということで、30 年度につきましてはヘルパー派遣事業 2 名のみでマタニティケア事業の実施がございませんでしたので、31,450 円と、減額となっております。産前産後サポートステーションのコーディネーターの、賃金等ですね。それ以外の減額のものはございません。コーディネーターにつきましては、保健師の専門の方を嘱託として 1 名、専属で配置しております。関係機関との連携でございますが、主には産婦人科、小児科等の医療機関、それからその他にも、関係するヘルパーステーションと、あと関係機関は長門健康福祉センター等の専門的な保健師さん等がでございます。

林委員 事業実績で産後うつというのが相談件数が 4 件、これは延べ件数だと思いますけれども、この産後うつの相談というのは、実際の症状というのはどういったものがあるのかということが 1 点と、実際に相談に訪れたこの件数のその支援にちゃんと繋がっているのかということをちょっと、30 年度の執行を通じてお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 この産後うつの実施件数の 4 件でございますが、まず延べ件数です。実人数は 3 名でございました。主な症状といたしましては、1 名の方は体力や気力の低下やもともと服薬等をなさっている方でしたので、服薬を拒否されたり興奮状態やイライラ感が高まるなど、入院の必要な状態になりました。家族の方から相談があった方ですけれども、本人さんが面接自体も拒否されたり、入院も拒否されたというケースの方で、対応をしながら医療に結び付けております。他には日中の育児等がやはり、旦那さんとかが仕事とかでいらっしやらないので、日中は 1 人で育児をされるという状況の中で、どうしていいか分からないとか、家事とかも手につかなかつたりというふうな状況に陥られたりということで、これは本人からご相談がありましたので、保健師の方で直接訪問等で対応して病院などで受け入れております。そういった形のうつ症状にしても、いろいろな症状がございます。支援といたしましても、先ほどと重複しますけど、相談に応じて精神科につなげたりとか、その辺は保健師の方が行いますけれども、それ以外のいろいろな子育てのサークルだったり、そういうところにつなげられれば、そういったところも支援の形にはなるのかなとい

うふうに思いますけれども、やはり状況が悪い場合には、やっぱりまだそこまではつながりませんので、保健師が継続的に電話したり、必要に応じて訪問して関わりながら支援・見守りを行って継続しております。

綾城委員 主要な施策の報告書 92 ページ、母と子の健康診査事業についてです。決算書では 144 ページになります。これは一般不妊治療の助成事業をやっておりますけれども、この一般不妊治療助成事業を利用などされた方から、その際にどのような要望等の声があるのかどうかということをお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 窓口で申請されたりする場におきましては、申請の方法だったり他の制度などへの問い合わせの方が、あまり多くはありませんけれども、そういったことが主だと思われます。以前にアンケートを取ったことがあった時には、やはり治療費への助成拡大や治療しながら働きやすい環境とか、あとはやはり精神的に長引いたりとかするのでカウンセリングとか、相談体制、やっぱり病院の中にそういった相談できるような専門的なものがあるのとといったところで、大体あると思うんですけども、そういった体制を望むようなことが意見としてはあがっておりました。

綾城委員 今いろいろ声があるということですが、その中で助成の拡大について、担当課はどのような見解を持っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

梶山健康増進課長 担当課としては、この一般不妊治療という制度は、保険の適用されるものに対する助成を市が行っている状況でございまして、1 年間に 3 万円を上限として助成しておりますが、年度末にまとめて 1 回ではなく、各月とか受診されますので、年度末にまとめて申請されているのが多いかなという状況なんですけど、保険適用されるものですので、1 年間に 3 万円を超えられる方はあまりいらっしゃらなくて、超えられてもそれほど大きくは超えられないという現状がありまして、これは 5 年ほど続けて申請ができるという形になっております。そういうことですので、費用拡大につきましては保険適用されない部分のことをやはり思われているんだろうというふうに考えておりまして、特定不妊治療と人工授精、これが保険適用外な治療になりまして、これはやはり保険がきかないので高額になっていますが、この 2 つの治療につきましても、県の事業としまして助成がございます。そちらの県の事業になろうかと思いますので、市のほうとしましては、やはり一般不妊治療の方につながっていらっしゃるかなというふうには思いますけれども、そちらのほうの周知とか、やはりそういった相談とか周知の案内、そちらのほう市としては必要かなというふうには考えております。

先野委員 主要な施策の報告書 95 ページ、決算書の 146 ページ、食育推進事業についてお伺いいたします。これは前年度に比べて、合計と言いますか下の表

がありますが、食育推進活動についてかなり人数が減っております。その要因と今後の対策について伺います。

梶山健康増進課長 食育推進事業につきましては、食生活改善推進協議会への委託事業と地域子育て推進事業ワークショップ開催という大きく 2 本立てになっております。今議員さんがおっしゃっている件数が減っているのではないかとということなんですけれども、食推さんの活動の件数的には、回数のほうが昨年が 97 回で、今年が 90 回、このところのことですか。

先野委員 全体で。

梶山健康増進課長 かなり数が多いですので、少しばらつきはあるかなというふうに思っております。あまり活動が減っているということは、こちらとしては考えてはいないんですけれども、子育てワークショップの回数が 4 回であったのが半分になっているのがちょっと減っているというところで、これが地域のほうに委託している事業ですので、なかなか手が挙がらないというところがあったのかなというふうには考えておりますので、今年度はその事業につきましては見直しをしていこうということを考えております。食推さんの方はいろいろな活動がありますので、少しばらつきもございましてと思っております。やり方を少し考えていこうというふうに、今年までやりますけれども、来年度については考えていく予定にしております。

先野委員 僕が言いたかったのは、これは委託している事業が多いから減っているのではないかなと思ったんですけれども、答えの中で出てきたので追及はしません。これは下の課題のところに、健幸百寿プロジェクトの中でも食育への取り組みを検討して、今後企業と連携を図っていくみたいな話があります。これは企業と連携するのは、この食育の問題というのなかなか難しいとは思いますが、その点については今後、健幸百寿プロジェクトの中でということを書いてありますが、審議監にちょっとお尋ねいたします。

堀市民福祉部審議監 先般、9 月補正の委員会の中でもいろいろとお答えをさせていただいたとおり、今後は一般の中でも食育に関して事業を進めて行こうという民間レベルでの対応を行われている方、さらには県立大学のほうと連携をした食育推進についても、今後イベントの中でも調査等行っていこうというふうに考えておまして、そういった調査の結果をもって、また専門会議等で諮る中で、この 5 年間で様々な食育展開をさせていただこうと考えております。

中平委員 今、課長と審議監の言葉にあった食育推進会議、この委員のメンバー構成、人員等分かりましたら教えていただけますか。

梶山健康増進課長 食育推進会議のメンバーでございまして、民間等の諸団体としまして長門大津農業協同組合、山口県漁協協同組合長門統括支店、深川養鶏農業協同組合、ながと商工会議所青年部、長門市観光コンベンション協会、

長門市水産物需要拡大総合推進協議会、生活協同組合コープ山口、長門市連合婦人会、長門市食生活安全推進協議会、長門市母子保健推進協議会、長門市 PTA 連合会長、山口県保育協会长門支部長、長門農山漁村女性団体連携会議の会長、公募委員が 2 名、行政関係として長門健康福祉センター、山口県長門農林事務所、それから日置農業高等学校、長門市学校栄養士会長となっております。人数としては 19 名でございます。

中平委員 他の市の事業との連携等、いろいろな食物普及等との連携をとられておられますか。

梶山健康増進課長 今の時点で、他市とは行っておりません。

中平委員 すみません、長門市の中で。魚食普及等もありますよね、そういうところと連携はされてませんか。分かりませんか。だから実際問題で言うと、132 ページの商工水産の水産物需要拡大事業で、事業等に魚食普及事業とかありますよね。そういうところと連携はされてませんかと。

梶山健康増進課長 魚食普及の連絡協議会等も連携はしておりますし、あと水産物の関係でもその材料等を提供いただいて、母子保健等の事業に活用したり、横の連携はしております。

綾城委員 地域福祉課にお尋ねいたします。主要な施策の報告書 53 ページ、決算書では 118 ページから 120 ページ、「地域生活支援事業②」についてお尋ねいたします。この中で日中一時支援事業の利用件数では、平成 29 年の 2,274 人に比べて平成 30 年は 1,769 人と年々減ってきているという状況になっておりますけれども、この要因は何と考えでしょうかお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 日中一時、障害児については児童発達支援や放課後等のデイサービスの充実がありまして、預かりより療育を希望する方が増えたことがまず 1 点。そして障害者サービス解消法の施行により、障害であっても同じところで同じサービスを受けられるよう配慮していただいている、児童クラブ等で対応可能な子が増えた等で減ったというふうに考えております。

綾城委員 分かりました。引き続きまして、主要な施策の報告書 54 ページ、「地域生活支援事業③」の中の手話奉仕員養成講座についてでございます。これは以前私一般質問させていただいたんですが、そのときに手話通訳者を設置してはどうかというご提案をさせていただいて、その後社協の職員の方がこの手話奉仕員養成講座に通われたというふうに思っておりますけれども、養成講座を卒業されたのではないかなというふうに思いますが、その後どうなっているのかお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 30 年度実績は受講者 2 名ということで、今言われた社協の職員と綾城委員ご本人が実績者でございますが、今養成講座終了いたしますと、市のほうに登録いただくようにしております。登録をしていただいた方に対し

ては、たとえば養成講座をしたからと言って、すぐ実務ができるというわけではございませんので、たとえばレベルアップ講座を案内したり、市内のサークルのほうの入会をしていただいて、サロン等に参加していただいて、実際にろうあ者の方と実務を重ねていただいて、将来的には手話通訳者の養成講座に受験されるレベルになっていく段階を踏まえるのかなということで、よろしいでしょうか。

綾城委員 見込みはありますか。

小林地域福祉課長 ご存知のように社協職員の中で手話通訳者奉仕員等が人材促進という部分もあつてのご質問と思いますが、そのあたり、今社協職員の中でできるのがうちの把握している部分で1名程度かなと。この30年受けられた方がある程度レベルアップされていく、そしてまた社協の職員、もっと奉仕員として養成講座に参加されるようなふうになれば良いなという思いはあります。

綾城委員 先ほどご紹介いただきました、私30年度に奉仕員養成講座を受講させていただきましたけれども、その際に、前も質疑で決算か予算かちょっと忘れましたが、質疑で言ったんですけどね、萩市の職員の方が今年も新たにいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。萩市では庁内で手話検定をされているということで、本市でも職員の方が手話奉仕員養成講座とか庁内で手話検定とかそういったことに取り組んでみられたらどうかというふうに思いますけれども、それが1点と、そうするにあたって、本人のスキルアップで自主的にやってねということではなくて、この9月定例県議会で手話言語条例が可決をされました。そういったこともありまして、仕事としてそういったことを捉えていくということで、そのあたりを市として取り組んでいかないかということを思いますけれども、そのあたりをちょっと副市長に見解をお願いしたいと思います。

大谷副市長 ただ今委員からご指摘がございましたように、この度の9月定例県議会におきまして手話言語条例が県の条例として成立したと、可決されたという段階。こういった状況も踏まえまして、やはり最初におっしゃったように、市の職員としても行政職員としても仕事としてこの手話の普及に努めなきゃいけないという思いで私どもおるところでございます。改めてその思いを強くしているところでございます。かねて私どものラポールゆやをはじめとして、いろんなところでセミナーなり講演会なり開いておったんですけど、なかなかそこで手話通訳をするという状況は私自身も拝見しておりまして、なかなかそういう場面に至らなかった、立ち至ったことがございませんでしたので、そこはやはり他市の状況を見てもちょっと少ないかなと。やはり積極的に手話通訳者を増やしていかなければいけないという思いは個人的にはしておりました。改めまして今回ご指摘がございましたので、積極的に市役所の内部におきまし

でも総務課を通じて声かけをし、そういった講習会に研修の場に参加できるように私からも指示をしてまいりたいと思います。

重村委員長 委員の方にご確認をいたします。今 3 課の審査をしておりますけれども、まだ質疑がある方挙手をお願いしてよろしいですか。ほかはございませんか。それではお昼も過ぎました。委員会を暫時休憩を取りたいと思います。再開を 13 時 20 分にしたいと思います。

— 休憩 12 : 13 —

— 再開 13 : 20 —

重村委員長 休憩前に引き続きまして、地域福祉課、高齢福祉課及び健康増進課所管について質疑を開始します。ご質疑がありましたらお願いします。

中平委員 報告書 105 ページ、決算書 154 ページ、地域医療啓発事業ですが、執行率が低いのはどうしてでしょうか。

梶山健康増進課長 地域医療啓発事業ですけれども、1 つは講演会の開催ということで、地域医療についての啓発を中学生に対して実施している事業です。それともう一つが、啓発用の広報誌として地域医療情報誌を年に 1 回発行しておりますが、講演会の開催につきましては、実施はしたんですけれども、県立総合医療センターのご協力によりまして、報償費はいただかないということで、旅費のみで開催することになりましたので、その関係で執行残が出まして、ほとんどがこちらの医師の報償費として 12 万円計上しておりましたので、そちらの方の減額となっております。情報誌の方も、見積もりより安く上がりましたので、5 万円ほど減額となりましたので、このような決算となりました。

中平委員 続きまして目的であります、簡単明瞭に言えばどういうふうになるのでしょうか。

梶山健康増進課長 地域医療の特に救急医療につきましては初期救急、2 次救急というふうに役割分担をしながら取り組んでおるところでございますが、適切に市民の方に啓発を行っていく中で、かかりつけ医、これをきちんと持つということが重要と考えております。情報誌のほかに地域医療に関します啓発のためのリーフレットを作成しておりますが、その中でもかかりつけ医を持ちましょうというふうに長門市応急診療所のチラシがありまして、表には長門市が開設をしております初期救急医療の診療所について入れています、裏の方にかかりつけ医を日頃から持っていて、困った時にはなんでも気軽に相談できるようにという体制を作っていただきたいということを啓発していきたいということが目的にあります。

中平委員 課題のところの関係機関と連携して啓発していくと。これ告知も含

めてとありますが、広報などは使われているのでしょうか。

梶山健康増進課長 長門市の発行しております広報紙におきましては年に2回ほどコラムとして地域医療の啓発として応急診療所のみでなく、地域医療を守るためにできることということで、掲載をさせていただいております。

岩藤委員 103 ページの地域医療推進費の応急診療所等運営事業についてお尋ねしたいと思います。成果には二次救急医療機関の救急診療における受診者数は102名の減であったことから、二次救急医療機関の負担軽減につながったということで、喜ばしいこととは思いますが、毎年出ておる医師確保ですよね。医師確保については今どのような状況でやっておられるのかお尋ねをします。

梶山健康増進課長 医師確保につきましては応急診療所におきましては休日の診療につきましては長門市医師会に委託をしております。平日につきましては、委託ではありませんけれども、山口大学のほうに協力をしていただきまして、附属病院の第一外科、第一内科、医療人育成センターから、曜日を決めて出務をしていただいております。そして、それでもまかなえない部分を県立総合医療センター、それから長門市医師会のお医者さんも週に1回は有志の方のみが出ていただいております。5日間を回している状態です。これにつきましては毎年そちらの山大等の医局のほうと連携を取りながら、早めに来年度も出しているかというところを協議しながら進めておりますので、現時点ではこの体制でいけたらというふうに考えてはおりますが、なかなか難しいところもあります。協力をいただいているところです。

岩藤委員 地元の医者の方々も、土曜日でやると。日曜日ですかね。入っていらっしゃると思いますが、そういう先生方のご負担というのはどういうふうに課として考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

梶山健康増進課長 働き方改革などで、医師の問題も出ておりますので、こちらといたしましても、休日をお願いしているところにつきましては大変ご協力をいただいていると考えております。こちらの診療所が開設されるまでにつきましても、休日につきましては各医療機関を当番医制というかたちで依頼しておりました。ですので、執務する回数としては、その時と同じになりますし、自分の医療機関ではやらないんですけど、こちらの医療機関でされるということで先生のための執務でできているという状況にはあります。ですので、平日に1名、先生たちに協力いただいている部分につきましては、少し大変なところはありますが、可能だよという先生たちの8名で今回いただいている現状でございます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、地域福祉課、高齢福祉課 及び健康増進課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は自席で待機願います

— 休憩 13 : 27 —

— 再開 13 : 30 —

重村委員長 休憩前に引き続き子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 子育て支援課につきましては、決算書の 125 ページからの第 2 項「児童福祉費」では、決算書の 134 ページの第 2 目「児童措置費」の 020 児童手当給付事業におきましては、対象児童の減少によりまして約 1,511 万円の減額となっておりますが、決算書 135、136 ページの第 6 目「保育園建設事業費」では、本年 8 月末に竣工しました日置保育園新園舎の、施設整備工事費等が約 2 億 8,100 万円増額したこと等によりまして、子育て支援課所管の社会福祉費及び児童福祉費全体では前年度と比較し、約 2 億 3,914 万円の増額となっております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 決算書 134 ページ、主要な施策の報告書 84 ページ、公立保育所運営事業についてお尋ねします。かねてからあった問題なんですけど、受け入れの問題。とくに 3 才未満児、年度途中の受け入れがなかなかできないというのが課題の一つに挙げられていたと思うんですけども、この状況ですね。待機児童があったのか、受け入れの状況はどうなっていたのかというのをまずお聞きしたいと思います。

堀子育て支援課長 公立保育園の待機児童の関係でございますけども、30 年度で申し上げますと、年度当初につきましてはご希望通りに皆入っていただいております。ただし年度途中、とくに今委員さんが言われました未満児、とくにゼロ歳児では希望通りというところではちょっと、もう定員がいっぱいの場合には他の空いているところをご紹介させていただくという例はございました。

吉津委員 今希望がかなわなかったという方もいらっしゃるということでしたけども、それに対しての対応ですが、今後、課としてどのように考えていらっしゃるのかをお聞きします。

堀子育て支援課長 今後の対策ということでございますけれども、まず児童数につきましては今後も少なくなるという見込みは持っているところでございますけど、未満児、ゼロ歳児につきましては現在も出生数に比べて入所率が低いということで、今後従来通り希望が出ることも考えられるところでございます。これに対応するに当たりまして、どうしても保育士の問題ということが、避けて通れないところでございますけども、これにつきましては正職員、臨時職員

等抱えておりますけれども、年度途中の対応となりますとどうしても正職員は難しいという現状もございます。今現在もいろいろハローワーク等を通じて募集等をかけているところでございますけれども引き続き、まずは登録をしていただくということで、事前、事前に手は打っていきたいと考えているところでございます。

中平委員 公立保育園運営事業所が8カ所ありますが、その中でゼロ歳児を受け付けている保育所は何カ所になるでしょうか。

堀子育て支援課長 主要な施策に挙がっております8個所のうち通保育園につきましては現在休園中。東深川保育園につきましては廃園となっておりますけれども、今現在それを除いてゼロ歳児を受け付けておところはみのり保育園、三隅保育園、日置保育園、菱海保育園、以上でございます。

中平委員 他の2園に関して、この先ゼロ歳児を受け付けるという計画はございませんか。

堀子育て支援課長 残りました2園につきましては現状として今受付していないという現状がございます。これはこの1、2年でこうなったというわけではないんですけれども、今後、希望等も出たということがあった場合に、当然検討していかないといけないというふうに考えております。

吉津委員 公立保育所運営事業についてお聞きします。これも当初ニーズがあった割には利用者がなかなか伸びていない現状にあると思っております。この原因について課としてどう考えられて、あと対策と課題ですね。課としてどういう考えを持たれているのかを聞いて質疑を終わります。

堀子育て支援課長 休日保育事業につきましては、一応事業といたしましては日曜日、祝祭日におきまして保育を必要とする方がいらっしゃった場合に保育園は開けておりませんけれども特別に受け入れるという事業でございます。これにつきましては、今公立保育園のうちみのり保育園1カ所で行っておるわけですが、ニーズがそれほど伸びていないということにつきましてはですけども、これはうちのほうが条件を逆につけておるところ、あとまた有料というかたちにも今なっておりますので、そのあたりで少ないのかなと。それとやはりどうしてもという方はこれが当然利用していらっしゃると思いますけども、できるだけそうは言っても平日、土曜日も含めて保育園で預かっておるわけでございます。せめて週に1回くらいはということで保護者の方もいろいろ都合を付けられて自分で面倒を見ていらっしゃるところが影響しているのではないかと考えておるところでございます。

吉津委員 ぜひ柔軟な対応をしていただければと思いますので、お願いします。そしたら、決算書100ページ、主要な施策の報告書68ページの放課後児童対策事業、放課後児童クラブについてお聞きします。まず最初にこの事業の成果と

課題について、課としてどう考えておられるのかをお聞きます。

堀子育て支援課長 まず成果と課題ということでございますけれども、当然ながら長門市につきまして、保育園に限らず小学校に上がられても共働き世帯というのはございます。その中でまず、とくに低学年の方につきましては放課後一人で、家で留守番というのも難しい。おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃれば別ですけども、やはり核家族化が長門市も進んでおります。そういう中で、児童クラブ、保護者の方が家に帰られるまでの間、預かるという事業、非常にそういう方につきましては効果のある事業であると考えています。課題につきましてですけども、近年これに各クラブの利用者数等書いておりますけれども、深川以外につきましては一応希望者が十分受け入れる体制にはなっておりますけれども、深川につきましては利用希望者も年度当初に比べて、毎年途中で増える傾向でもございます。これについて今は希望通りにいっていませんけれども、なかなか難しくなるというところで、これにつきましては今年度、31年度で対策等を今考えているところでございます。

吉津委員 分かりました。それで、ここでちょっと私も問題があるなと思っているのが、小学校に児童クラブがない学校というのが何校かありますけれども、そのない小学校の子どもが入学してきている例があるということです。今年度で言うと5名くらいが入学されたとお聞きしているんですけども、市長の方針としてはもう小学校の統廃合というのはある程度これでいったん終わりというか、やる予定はないという話もされておりますけれども、これは1学年で5名というと、学校の存続の問題にも繋がっていく可能性もあると思っているんです。政策としてはちょっと矛盾しているのかなと思うんですけども、今の数で足りているという認識なのか、地区の要望とかそういうのがあれば設置していける可能性があるのか、そういうのも含めてお考えをお聞きしたいと思います。

堀子育て支援課長 今の市内各学校全てに児童クラブを設置しているわけではございません。5ヶ所で設置しておるわけでございます。それ以外につきましては、教育委員会のほうで行っております放課後子ども教室ということでやっております。実際に放課後子ども教室と児童クラブということで、それぞれ違いがあるわけですけども、長門市の場合、放課後子ども教室で言いますと他市と比べてより児童クラブに近い形で今行っておる、だから平日は開けておるか。校区によってはございますけども、そういう対応を取っているところでございます。大規模校について児童クラブという形で行っているところでございますけども、これで足りているかということになりますと、現実的に今課として地区から「児童クラブを」という話をいただいているところがないわけではございますけれども、現状として今委員さん言われたような状況がある中でど

のような対策、どのようなほうが一番望ましいのかというのは当然考えていく必要があらうかと思っております。ただ、今事業としましては 2 つの事業を行っておりますけれども、それぞれ児童クラブで言えば有料、逆に放課後子ども教室で言えば無料で誰でもということで条件または金額的な面、いろいろ違いがございます。その中で各地域にとってどれが一番良いのかというところはやはりご希望があれば検討は当然していかなければいけない状況になっている時期だろうとは考えているところでございます。

中平委員 報告書 82 ページ、決算書 134 ページの「高等職業訓練促進給付金等事業」なのですが、目的の中に 1 人親家庭の父母が就職に有利な看護師や介護福祉士等とありますが、等の中にはほかのどのような職業が含まれているのかお聞きします。

堀子育て支援課長 等の中にどういうものがあるかということでございますけれども、保育士、また保健士、また助産師等がでございます。

中平委員 事業の実績のところに現状で訓練終了支援給付金をいただいた方が 1 名おられるそうですが、この方の就職先職種と就職先の市内、市外でお答えください。

堀子育て支援課長 今就労された方につきましてということですが、今現実職種の的には先ほど申しましたほどでございますけれども、現状この長門圏域、北浦圏域と言いますと、看護学校系しか実際はございません。それで今利用していらっしゃる方は皆、看護師を目指した方ということでございます。それで就職された方につきまして、この方がどこかというのは把握していないんですけれども、実際的に今までで言っても長門市内が多く、萩市の方も若干いらっしゃるという状況でございます。

綾城委員 この事業実績では、高等職業訓練促進給付金は 4 名の方が活用されて、資格の取得にチャレンジをされたということですがけれども、私の知り合いでこの制度を利用して看護師の資格を取得したかったという母子家庭のお母さんがいるんですけども、面接のときに子どもが病気になったときに面倒を見てくれる人がいるかどうかということを尋ねられて、その子は、病児保育とかあるんですけども、そういったことは伝えたとは言っていたんですけど、それでそういった理由で学校に入れなかったということを聞いております。だから市がどんなに支援をしてくれても実際は学校が入れてくれないというような話を少し聞いているんですけども、だから制度があっても実際利用がしにくいと、家庭の環境によってはしにくいという声を聞いておりますけれども、実情はどのようなになっているのかお尋ねいたします。

堀子育て支援課長 各学校につきましては私立、県立とございますけれども、選考段階、選考内容につきましてこちらのほうからということは難しい問題がご

ございますけれども、入学につきましては当然ながら試験等もございます。技術試験、面接試験等もございます。今委員さん言われたのは面接の時の話だろうと思うんですけども、一応こういう専門的な知識、技能を有するということになりますと、相当厳しいスケジュールの中で 2 年間で国家試験を受ける、資格までを取らなければいけないということで、実習等も含めてかなり平日も続けて出席しないとなかなかそこまでたどり着けないというところはございまして、学校のほうとしてもできるだけ、実際に入っていただいたらそういう形の長期間休むとかになるとなかなか難しいことになりますよという意味でそういうのを聞いたかもしれませんが、最終的にはやはり技術試験、面接等の結果を総合的に判断して可否等を決めていらっしゃるんじゃないかと考えているところでございます。

綾城委員 その方いわく、自分の友達でこの制度を利用している人がいると。周りの人はやっぱり親御さんと同居していたりとか、近くにいたりして面倒見てくれていて、そういった子たちは行けている。だから私は難しいんじゃないかというふうに思っている節もあると思うんですね。その人は実際に介護福祉士を持っているわけなんですね。だから実習ということもよく分かっていると思いますし、いろんなことをそれなりに分かっているんじゃないかなと思っっているんですね。今後そういったことがないように学校のほうにも、何か定員割れをしているというような、この近年は。定員割れをしているという話を聞いていますので、そういった本当にこの制度が本当にそういったお母さんのために意味のあるものになるように、なっていけるようにしていただけたらなと思います。一応見解だけ聞いて質問を終わります。

堀子育て支援課長 要は萩の准看護学校になるんですけども、確かに今委員さん言われましたように、ちょっと定員割れをしておるという話は聞いております。その中で学校のほうとしてもやはり専門職の方を育てていきたいというのは十分持っていらっしゃいますので、できるだけ取っていただける、特に長門市、そういうわけにはいきませんが、先ほど言った公的支援等も十分長門もこういう支援がございましてというのを再度もう一度 PR のほうはさせていただこうと思っております。

岩藤委員 報告書の 77 ページなんですけど、子育て支援の児童福祉総務費の「高等学校生徒通学費支援事業」についてお尋ねします。これは昨年度も総務民生常任委員会では要望的意見を出させていただいて、今年度 500 万円の予算措置をつけていただいて、だいぶすごく改善の見直しがあつて、ものすごい喜ばしいことなんですけど、決算としてお尋ねしたいんですけど、この 1 世帯で 13 万 2,880 円補助されております。この幅が今度そういうふうに今年度予算措置されて、どのくらいの生徒と言いますか、通学されている世帯、効果が認められるとい

うか援助ができるのではないかなというふうな、どういうふうな見積もりをされているのかお尋ねをしたいと思います。

堀子育て支援課長 今高等学校生徒通学費支援事業につきましてですが、一応今年度から対象要件を緩和というか広げたということで、まず所得制限を撤廃したというところが大きなところでございます。なおかつ金額につきまして、1ヶ月 8,000 円以上の部分についてということをしておりますけれども、所得税非課税世帯につきましてはその半額の 4,000 円を超える部分を補助させていただくというふうに制度内容の拡充を図ったわけでございます。これでまだ年度途中でございますから、あくまでも見込みという形にはなりますけれども、予算 500 万円につきまして、一応当初高校生は当時 800 人弱、780 人程度いたわけなんですけれども、見込みで考えていて、対象者が今の新制度でいきますと約 92 名、90 名程度と想定しておりました。現状といたしましては、最新ということになります。9 月末時点ですけれども、人数的には 19 人、金額的に 44 万 4,000 円程度の申請を受け付けているところでございます。ただ 500 万円からすると、かなり少ないという状況ではございますけれども、人数的にはもう半年過ぎているので、なかなかこれから新規というのはないのかなと。金額だけはまだ半分ある、倍になる可能性はありますけれども、そのような見込みを見ているところでございます。

岩藤委員 周知方法なんかはどのような形で行われたのかお尋ねしたいと思います。

堀子育て支援課長 制度の改正にあたりまして、周知方法としましては市の広報、ホームページは当然でございますけれども、それに加えてということでできるだけうちとしても新しい制度ですので使っていただきたいということで、中学生の方がどこの高校に行かれたかという、市外を含めてですね。通学が可能であろうという高校に対して、一応直接ご連絡させていただいて周知のお願いをしましたところ、各学校とも市外も含めて、快く引き受けていただきましたので、直接高校のほうにチラシ等をお送りさせていただいて、該当者のほうにこういう制度があるという PR だけはさせていただいたところでございます。

先野委員 この高校生の学生の助成制度の拡充のことで関連質疑をいたします。もう 1 点ほど償還払いの見直しがありましたよね。JR のほうにも行ったけどなかなか難しかったと。今岩藤委員の話の中で課長が答弁されて、90 名前後、92 名くらいいるだろうと。これがたとえば JR 側が認められるとひょっとしたら増える可能性だってあるわけですね。今のところ JR が認めないからということで多分試算されたと思うんですけど、そのあとの人数についてはだいたい把握されておられますか。

堀子育て支援課長 今対象者 92 名程度というのは一応償還払いがあるかないか

じゃなしに、たとえば通学距離、どこの駅から乗られてこの駅で降りたら該当するであろうというところでの、その地区の学校校区で、たとえば深川中であれば長門市駅を基準に、美祢だったら該当せんけど萩なら該当するよねというところを学校ごとで試算して、約対象が92名いらっしゃるだろうということで、あとのバスも同じような考え方で試算しておりますので、今のJRさんの償還払いがもし可能になったらどのくらいかというのは、ちょっと試算的には持っていないところでございます。

先野委員 今後、このJRの受領の委任払いの対応というのは、もう全然駄目というふうに考えてもいいんですか。もう絶対駄目ですか。やっぱりこの点についてもされれば、もう少し高校生の方が使い易い制度になる、こういうことで意見書等も出されてますので、そういう対応を今後またしていって欲しいと僕は思うんですが、課の見解をお願いします。

堀子育て支援課長 JRにつきましては、民間事業者ではございますけれども、これは全国組織という半公的な機関でございます。私どもは長門市駅と話をする中でも、長門市駅だけが駄目とか良いとかいう形にはならないということも言われております。その中で今後、1回か2回程度ですけれども行った中で、今のところは制度的にはこうなってますという説明でのうちの判断ですけれども、引き続きいろいろな自治体からまたそういう話でも出れば、JRさんの考え方も変わるということも考えられますので、また引き続きそういう今いただいたような意見もあるということも踏まえて、またJRさんとは話をさせていただきたいと考えております。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、子育て支援課所管の審査を終了します。続きまして、生活環境課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 生活環境課につきましては、決算書155、156ページ、第2項「清掃費」、第2目「塵芥処理費」では、045「萩・長門清掃一部事務組合負担金」におきまして、平成29年度から開始したプラスチック容器包装類等の分別収集によりまして、はなもゆへのごみの搬入量が減少したことに伴い負担割合が変更となったこと等から、一部事務組合の負担金が約1,031万円減額となっております。また、平成28年度末をもって解散しました豊浦大津環境浄化組合の解散清算負担金が平成29年度で終了したことから約870万円の減額となっております。これらことから生活環境課全体では約2,253万円の減額となっております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

先野委員 決算書の歳入です。54ページになりますが、下のところの物品等販

売料です。決算書 54 ページ、歳入の物品等販売料 1,513 万 5,574 円について、この中に資源ごみのリサイクル業者への販売料が入っていると思いますが、この前、委員会の皆さんで視察に行っているいろいろ研究をさせていただいたので、この話をしようと思ってました。今現在、本市でこの収集ごみのうち古紙類の処分、入札に入っておられる業者というのは何社あるのかをお伺いします。

末廣生活環境課長 現在、長門市では 2 社が入札に入っております。

先野委員 今の古紙類については 2 社ということですが、そのうち資源ごみの販売料というのは幾らになるのかお伺いします。

末廣生活環境課長 古紙類につきましては、72 万 9 千円の歳入となっております。

先野委員 今、72 万 9 千円という話を答弁でされましたが、この金額については、他市の状況と比べて安いのか高いのかお伺いいたします。

末廣生活環境課長 古紙類につきまして単価のみを単純に比較しますと、かなり安い値段だというふうには思っております。

先野委員 単価のみを比較すると、安いみたいな話もされたと思います。2 社で入札をされているということで、今後、他市と同様に、他市はいろんなところに、それぞれに入札をかけておられます。段ボールは段ボール、新聞紙は新聞紙。今、どちらかというと、段ボールや新聞紙については、額が結構高いんです。この 2 つの入札について今後、課として検討する気があるかどうか、お伺いします。

末廣生活環境課長 入札につきましては、一番効率的な予算執行となるように検討してまいりたいと思いますけれども、入札制度の趣旨からしましても 2 者よりも多いほうがというのは当たり前でございますので、今後、入札業者の選定等にあたりましては、より適正な入札となるように検討を加えていきたいと思っております。

橋本委員 少しお聞きしたいのですが、報告書の 98 ページ、決算書の 48 ページですが、このクリーンウォークイン長門の実施状況は、中ほどに書かれておりますが、この 5 年前から深川地区で板持コースを歩くんですが、最初の頃はごみが結構ありました。でも、去年からというもの、ゴミがすごく少なくなつて、参加人数も 5 年前くらいだったら 300 人くらいおられたんですよね。今年は中学生がほとんどいなくて、一般の方だけだから 100 名切れてたと思うんですよ。ゴミも、316 号をずっと歩いてもゴミが少ないし、僕が参加したところを見ると、あまり効果がないなど。ほとんど中学生に頼っている状態で、中学生が野球とか、県体とかなんとか試合があったら中学生がほとんどおらんから、これはちょっと一考したらどうかなと思うんですよね。他の地区はどうか分かりませんが、その点はどうか。他の地区は。

末廣生活環境課長 他の地区につきましても、参加者は少しずつ減っているような現状だと思います。ただ、自治会単位で清掃作業をされている地区につきましては、維持をしていっているのかなというふうに思っております。ですから、このクリーンウォークイン長門も少し何とか上手いやり方がないかということで、今課内で検討を少しずつ始めておるところでございます。

綾城委員 主要な施策の報告書 99 ページ、決算書 148 ページの浄化槽設置整備事業についてお尋ねいたします。昨年の決算議会で提出した要望的意見書ですが、総務民生から要望的意見書であげさせていただいたんですが、浄化槽の 5 人槽未満について開発・設置できるよう国に対して強く要望して欲しいということを要望しております。その後、執行部より合併浄化槽のダウンサイジングについては、昨年 8 月の山口県市長会で要望決議され中国市長会にも要望議案として提出し、重要要望として議決後、全国市長会から国に対して要望書を提出をしたと。この要望書に対しては、年度末に回答がある予定というふうな回答をいただいております。その後、国からどのような回答があったのかをお尋ねいたします。

末廣生活環境課長 これも強い要求として山口県の市長会から、全国的に強い要望であったようです。それで国から回答というか、経過概要という形で 3 月に示されたものが全国市長会の方に示されております。その中によりますと、仮に現在の最低規格の 5 人槽、これよりも更に小さい 3 人槽の浄化槽をつくったとしても、大きさは浄化槽の物理的な制約によりましてあまり 3 人槽と 5 人槽と変わらない可能性が高いというふうに国は回答してきております。ですから、もし技術革新等がありまして確実に 3 人槽であればもっと小さいものが出来たとすれば、この辺の検討に入るのかなと思われそうですけれども、今のところ国の方は 5 人槽を一番小さい槽としての認定を続けているという状況であると思います。

綾城委員 3 人槽にしても大きさは変わらないだろうということは、だから設置費とか維持費も、大きさが変わらないということなので、そこも変わらないというふうな認識でよろしいですか。

末廣生活環境課長 大きさが変わらなければ、設置費につきましてもいっしょですし、維持管理費についても同じだろうと思いますので、その辺はなかなか難しいかなというふうに思っております。

橋本委員 これはまたまた同じお尋ねなんですが、今 5 人槽と 7 人槽ですよ。もし間違っておったら指摘してください。130 平米までが 5 人槽で、130 平米を超えると 7 人槽ですよ。（「はい」と発言する者あり）去年、話を持ち上げたときには、ひとり住まいとか高齢者の 2 人住まいの方が新たに付けて設置費用を安くするためという感じで陳情したと思うんですよ。だから今は建物の面

積のみで算定されますけれども、昔は人数若しくは建物の平米数で両方で算定しておったと思うんですよね。だからこれを元に返すということはできないんですか。

末廣生活環境課長 以前は家の大きさによりまして、浄化槽の人槽の大きさが決まっていたんですが、現在は実際には広い家で広い面積になっておっても、実際に 2 名しか住まないというふうなことが確実に続くということがあれば、一応、小さい槽を付けるということは可能となっております。現在もそのようなやり方で、例えば広い家に住んでいても 2 人しか居ない場合には 5 人槽を選べると、選べると言いますか、申請をして 5 人槽が付けられるというかたちになっております。

橋本委員 ちょっと僕の言い方が悪かったですね。年寄りがひとり若しくは高齢者の 2 人住まいだったら、今更それにお金をかけるということはまず考えられないと思うんですよ。安くなったからといって、10 人槽を 5 人槽にやりかえるということはまず考えられないと思うんです。例えば家が大きくて 10 人槽になったときも、その維持管理を如何に安くするかという。つまり補助ができないのかなという感じなんですよ。その点についてはどんなですか。

末廣生活環境課長 今おっしゃったことは確かに、田舎ではとても多いことだと思います。それで国の方にも全国市長会の方から同じように、先ほどの浄化槽の人槽の規格を小さくしてくださいというのと同じように要望が出ておまして、その人数が少なくなったから、そのいわゆる点検費用とかそういうものを安くできないかみたいな形で要望が出ております。しかし、これは浄化槽法で年に一度は必ず点検をなさいと、最低限の決まりがあるわけですが、これを全く検討してないという回答が国から出ておりますので、現実問題として例えば 10 人槽、7 人槽を付けているけど、2 人しか居ないからどうにかならないかというご意見と言いますか、そういうことがありますけれども、市役所としましては浄化槽法に基づいて 1 年に一度の点検等をお願いするしかない状況というかたちでございます。引き続き市長会等を通じて、その辺の要望は上げていくべきかなというふうにも思っております。

中平委員 主要な施策の報告書 101 ページ、決算書 148 ページ、海岸漂着物地域対策事業であります。この事業の中に厳密に言えば、下関市栗野川、長門市掛渕川から流出するごみも入っているという考え方でよろしいでしょうか。

末廣生活環境課長 そういう考え方でよろしいかと思います。

中平委員 私は議員になってからまだ 2 年ですけれども、これを口を酸っぱくして言うのが、掛渕川の場合は長門市の管理下にある川だと認識し、栗野川は下関市の川であります。だから、この流出ごみに関しては処分等も含めて県及び下関市に働きかけをどのようにしているのかお尋ねいたします。

末廣生活環境課長 この川から海に流れ出るゴミと言いましょうか、草木でございますが、長門土木事務所のほうと話を再三しております。下関市の川から流れてきたとしても、揚げるところは長門市になってしまいますので、これを元がどこからだから下関市にどうにかしてくれとかいうことは、そういうことはなかなか申せませんので、来たからには長門市のほうで処分をするしかないというふうには思っております。ただ、海から揚げるものは水産関係であったり、土木事務所であったりという形で、海から引き揚げるところまでの費用につきましてはそれぞれが、担当のところが負担しておると。長門市のこの海岸漂着物対策事業につきましては、その後の、引き揚げた後の草木を乾燥させて、はなもゆ等へ持って行くというふうな費用が主なものでございます。ただ、川から流れ出るいわゆる自然のごみは、できるだけ減らす方法はないかということで土木事務所の方には再三協議をして意見を申し上げておるところでございます。

中平委員 引き続き、県土木か下関の同じような部署に働きかけをよろしくお願いいたします。

岩藤委員 私が今から質問することはちょっと、主要な施策の報告書には載ってないんですが、決算書で言いますと 150 ページです。斎場のことなんですけれども、斎場から出る残骨灰ですか、灰ですが、前テレビを見ておまして今その残骨灰で金歯とか、そういう資源になる金とかパラジウムが含まれているということで、九州なんかはそれを売ったりとかするというをやっておられる自治体もあるみたいなんです、長門市のこの残骨灰をどのような感じで処理をされているのか、保管とか処理とか、そういう流れを。予算的にいいますと、そんなに高い金額ではないんですが、どのような処理を行われているのか質問したいと思います。

末廣生活環境課長 残骨灰につきましては、それぞれの火葬場の外に納骨堂がございまして、とりあえずそこへ遺体を焼却した後の灰も含めた残骨灰はまとめて、そこへ保管をしております。そして年に一度、その処理の業者に来ていただきまして、それを回収して帰っていただくというふうな流れになっております。

岩藤委員 年に1回か2回程度の回収というふうに理解していいんでしょうか。

末廣生活環境課長 はい、そのとおりです。

岩藤委員 今その尊厳か利益かということで、そこのニュースでも取り上げられてたんですけれども、来年から下関市もその売却をするというふうにニュースで言っていたものですから、長門市はどういうふうな処理をされているのかちょっと気になりまして質問した次第なんです、これから長門市としても今のような形でやっていかれるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

末廣生活環境課長 これまでも少しそういうニュース等に出ているのを私も見たことはあるんですけども、基本的に長門市の場合はその引き取りに来る業者というのは、きちんとお寺さんと提携をして年に一度の永代供養もきちんとしてますと、今年もこのようになりましたということで報告書もあがってくるような、きちんとした業者ですので、そこを外すという考えは無いわけなんですけれども、ただ、時代の流れとして今それがお金になるということであれば、そこも含めておそらく業者も今年も実は 1 社、営業に来たんですけども、そういう業者があれば当然その辺は他の自治体も、下関市もそうでありますので、その辺も検討していかなければいけないかなというふうには思っておりますけれども、あくまでの人の残骨灰ですので、きちんとした供養もできる業者を選んだ方が良いのかなという気はしております。

綾城委員 決算書 160 ページ、塵芥処理費の手数料 6 万 3,336 円についてです。まず、この事業実績をお伺いいたします。

末廣生活環境課長 この手数料は、不法投棄で出ました家電、いわゆるリサイクルが義務付けられております家電のリサイクル料、それからこの 30 年度に多かったのはタイヤの処理ですね。これも勝手にはできませんので、その手数料ということでタイヤが実際にお願いしたのは 2 回、トラックいっぱいになるほどのタイヤの量でございますが 2 回。それから家電については、生活環境課のほうで預かっておりましたものを年に一度、村田商店というところをお願いをしまして、リサイクル可能な業者へ搬送ということを委託しております。去年はその 4 回の処理をしております。

綾城委員 不法投棄のものをこの事業で処理されているということですけども、議会報告会でもそうですけれども、市民の方から不法投棄に困っているという話をよく伺いをいたします。今少し触れられておりましたけれども、本市の不法投棄の実態ですね、それと対応、それと課題についてお尋ねをしたいと思います。

末廣生活環境課長 不法投棄につきましては、発見は市民からの通報が一番多いわけですけども、その現場に行ってみますと人気の少ない細い山道とか、海岸。おそらく昼間は人の目につきますので、夜に捨てに行くのではないかなというふうに思われます。実際に対応としましては、県の環境保健所が産業廃棄物等の不法投棄の担当となるわけですけども、ここと協力しまして月 3 回、保健所の方で不法投棄の監視パトロールをやっておりますので、市の方も時間の許す限り、これと一緒に同行させていただきまして不法投棄がどんな状況かというのを監視して回っております。実際の対応としましては看板を立てたり、それから県所有の監視カメラがありますので、それを付けてくれないかとお願いをしたり、それから不法投棄者が特定できれば警察に通報して、警察のほう

と一緒に入って不法投棄者が捨てたごみについては回収させるというふうなことも昨年度は一度ございました。一番難しいところといたしましては、不法投棄も捨てられた場所によりまして、その場所の管理者、いわゆる所有者が処理をしないといけないということになりますので、例えば国の土地であれば国、市道であれば市が出るわけなんですけれども、民地等に捨てられた場合には、やはり個人の民地の持ち主が、ここに捨てるなとか、本来はするべきというところがございまして、なかなか積極的に市が対応し難いというところがございまして、対応に苦慮しているところでございます。

重村委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、生活環境課所管の審査を終了します。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、15日、午前9時30分から審査を行います。本日は、これで延会します。どなた様もご苦労様でした。